

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 4 回海田町議会 9 月定例会（第 2 日目）

平成 1 7 年 9 月 8 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	4
日程第 2	第 35 号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	7 6
日程第 3	第 36 号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	8 2
	（延 会）	9 9

平成17年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年9月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月8日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生 | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓 | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆 | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一 | 8番  | 斎 木 貞 暁 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 11番 | 河 野 道 昭 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 13番 | 前 田 勝 男 | 14番 | 住 吉 充   |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 原 田 幸 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員
な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生 | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓 | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆 | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一 | 8番  | 斎 木 貞 暁 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 11番 | 河 野 道 昭 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 13番 | 前 田 勝 男 | 14番 | 住 吉 充   |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 原 田 幸 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|---------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 理 | 事 | 山 本 義 彦 |
| 企 画 部 | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部 | 長 | 因 幡 貞 男 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 上 條 正 弘 |
| 参 事 (行政改革担当) | | 富 田 征 |
| 建 設 部 | 長 | 児 玉 正 克 |
| 行 政 改 革 推 進 課 | 長 | 西 本 徹 郎 |
| 企 画 課 | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 | 長 | 窪 地 満 |
| 地 域 振 興 課 | 長 | 臼 井 真 |
| 税 務 課 | 長 | 永 海 房 雄 |
| 住 民 課 | 長 | 貝 原 陽 子 |
| 福 祉 課 | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 高 齢 福 祉 課 | 長 | 上 村 直 樹 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 建 設 課 | 長 | 畠 山 隆 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 教 育 委 員 | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 | 長 | 正 木 洋 |
| 教 育 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 青 木 基 秀 |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 青 木 義 和 |
| 上 下 水 道 部 | 長 | 木 原 正 博 |
| 上 下 水 道 部 次 | 長 | 新 浜 憲 治 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第１、昨日に引続き一般質問を続行いたします。

４番、西田議員。

○４番（西田）おはようございます。４番、西田でございます。行政報告等で説明がありましたが、通告どおり質問をいたします。

第１点目、行政改革及び長期計画についてお尋ねいたします。団塊の世代の退職を控え、いわゆる2007年問題が２年後に迫る中、今年度の予算は今まで以上に注意を要すると考えられます。ところが、今年４月に行政改革大綱（案）が説明された後の６月に行政改革の実施計画及び財政健全化計画、８月には第３次総合基本計画の後期５カ年の見直しの計画が示される予定になっていますが、いまだこの計画が示されていません。今後の町政を左右する重要な課題として次の点を質問いたします。

１点目、行政改革の実施計画及び財政健全化計画並びに第３次総合基本計画の後期５カ年の見直しの計画はいつ示されますか。また、2006年の予算編成に間に合うのか。さらに、2007年問題に対応できているのか、お尋ねします。

２点目、行政改革の実施計画及び財政健全化計画が示されていない中、７月の町広報に３人の職員採用の募集がなされています。この人事採用はいつ決定され、採用を含めた人事の計画はどのようになっているのか。また、行政改革の実施計画並びに財政健全化計画との整合性はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

大きく２点目、昨日から話題になっておりますが、石綿（アスベスト）についてお尋ねいたします。1970年前半ごろ全盛期であった吹きつけアスベストを使用した建物の取り壊しが2010年から2030年ごろにピークを迎えると言われていています。また、石綿セメント管は1950年後半から60年代にかけて大量に普及しました。法律は、石綿による健康障害を防止するため、青石綿は1994年４月以降、白石綿については2004年10月以降、使用禁止としました。本町でも今年度に石綿セメント管の取り換え工事が予定されています。これらを踏まえて次の点をお尋ねします。

第１点目、アスベストを使用した建物や水道管などの使用実態はどのようになっていますか。また、再調査の予定はどのようになっているのか、お尋ねします。

第２点目、アスベストを使用された建物や水道管の耐用年数はどのくらいか。また、古いものや危険なものを含めた建替えや取り換え時期はいつごろですか、お尋ねします。

第３点目、アスベストに対する対策計画はどのようになっているか、お尋ねします。

大きく3点目、海田市駅のバリアフリー化についてお尋ねします。海田市駅のバリアフリー化に関して6月定例議会で質問いたしました。その回答は、連続立体交差事業や海田市駅南口土地区画整理事業の中で整備する予定であるが、早いうちにこれらが実行できればという案を各方面に呼びかけたりお願いしたりする活動を進めたいと思っているとありました。ここでポイントを整理すると、交通バリアフリー法によると、1日の乗降客数が5,000人を超える駅舎には積極的にエレベーター、エスカレーター等をつけることとされていること。また、高架事業の完成までには10年余りかかると思われ、エレベーターの耐用年数17年程度を考えれば、今設置してもむだでないと思われること。この点を検討するため、福祉厚生委員として、県外では7月28、29日にバリアフリーを含めたユニバーサルデザインに関して研修し、8月9日には中国運輸局鉄道部に鉄道駅等バリアフリー化補助制度の概要や海田市駅エレベーター設置の早期実現のための具体的手法を研修してきました。その結果、補助の重複を避けた形でJR西日本と海田町双方による実施計画策定が重要であるとのことでありました。以上のことから、次の点を質問いたします。

1点目、JR西日本との交渉の経過はどのようになっていますか。

2点目、近隣の駅にエレベーターが設置される中、今後の交渉の予定はどのようになっていますか。

3点目、単町としての最大限し得る具体的施策はどのようなものがあるか。また、費用はどのくらいで、独自で実施できないのか、お尋ねします。

4点目、駅南口再開発との関係はどのようになっているか、お尋ねします。

以上の大きく3点の質問をよろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、西田議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、まず、行政改革及び長期計画につきましたの質問でございますが、1点目の実施計画及び財政健全化計画につきましたは、行政報告でもご報告いたしましたとおり、8月30日に活性化委員会においてご意見をいただきましたので、近々に議員の皆様方にもお示しする予定でございます。また、両計画とも平成18年度から予算に反映させることとしており、定員管理につきましたも定員適正化計画に基づいた改革案となっております。

次に、第3次海田町総合基本計画の後期計画でございますが、行政改革実施計画及び

財政健全化計画と整合を図り、優先度等を勘案しながら事業の選択を行い、できるだけ速やかに策定したいと考えております。

2点目の職員の採用についてでございますが、行財政改革を検討する中で、5月に定員の適正化に向けた職員の削減や採用計画を定め、今年度3名の採用を行うこととしております。当然行政改革の実施計画や財政健全化計画との整合を図っているものでございます。

アスベストの問題につきましては、アスベストを使用した町有施設の使用状況につきましてはこれまでご答弁しておりますとおり、すべての施設について8月26日に調査を終えたところでございます。この結果、アスベスト含有の可能性のある吹きつけ材については10施設16カ所の検体検査を行うことにしております。

水道管の使用実態でございますが、アスベストを使用した水道管は昭和45年まで配水管布設工事に使用しておりました。しかし、衝撃に弱いということで、昭和48年から順次铸铁管にかえております。現在、2カ所の施設で使用されている実態があります。蟹原浄水場の導水管の一部と成本地内の配水管です。蟹原浄水場の一部に残っている導水管につきましては今年度、铸铁管に切りかえることにしております。成本地内の配水管につきましても、下水道工事に伴う移設により取りかえることにしております。これらの工事により、使用実態はないものと判断し、再調査は考えておりません。

2点目の建物の耐用年数及び建替え時期につきましては、耐用年数は建物の状態、使用状況などにより左右されますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によると、鉄筋コンクリートづくりで45年から65年、鉄骨づくりで20年から34年と規定されております。建替えの時期につきましては、アスベストが使用されていることによる建替えは考えておりません。また、石綿セメント管の耐用年数は25年であります。

3点目のアスベストの対策や計画についてですが、これまでに答弁してきましたように、アスベスト対策班で総括するとともに、住民の方の健康相談は保健センターで、町有施設の総括的な取り組みは総務課で、住宅建材等の相談は建設課で、それぞれ対応させることとしております。なお、町有施設につきましては、調査結果を踏まえ、除去すべきものか、囲い込みなどを行う必要があるものかを判断したいと考えております。

海田市駅のバリアフリー化につきましての質問でございますが、1点目と2点目のJ R西日本との交渉経過と今後の交渉予定でございますが、エレベーターの設置については8月1日にJ R西日本に協議に参りました。その中で、J Rとしては二重投資はでき

ないとの見解でありましたが、町といたしましては、佐中議員にお答えしましたように、エレベーター設置の方向で検討していますので、これを含め再度ＪＲとの協議をしてまいります。

３点目の、町として最大限し得る具体策、設置費及び単独での実施につきましては、町としましては、先ほど申しましたように、エレベーター設置を検討していく中で、町として可能な方法及び事業費を検討していくこととしております。

４点目の駅南口再開発との関係につきましては、現在、まちづくり事務所で、今後区画整理事業をどのように進めていくか検討中であり、駅及び周辺のバリアフリー化の整合を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田） それでは、第１点目の行政改革及び長期計画についての再質問をいたします。まず第１点目、行政改革の実施計画と財政健全化計画がおくれた理由をお尋ねします。これは当然、おくれた何かの理由があって、その問題をいろいろ議論される中で現状が動いていると思います。その理由が非常に今後、計画を見る場合に重要なポイントになるという意味を踏まえて、その理由をお尋ねしております。お願いします。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本） 実施計画、健全化計画の作成がおくれた理由でございますけれども、これは昨日も参事の方から申し上げましたように、総体的にその集計、集約、内部調整に時間がかかったということでございます。具体的に申しますと、４月半ばに大綱案が策定されました。そこで、職員を対象にその大綱の趣旨を説明して、それに伴い、それぞれの改革案を４月いっぱいでしたか、出してもらうようお願いいたしました。そして、５月に入りまして各課とのヒアリングを実施したわけですが、そのときに我々が想像した以上、約１５０近い改革事項案が提出されてまいりました。そうした中で、それぞれの説明責任がございますので、一応１シートごとに丁寧な調整を図ったということがあります。ですから、それぞれの調整に思わぬ時間を要したということが一番大きなおくれた理由でございます。以上です。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田） 項目が多くて、その調整にかかったと言われたんですが、具体的に、その中でも大きなポイントがあると思うんです。どういった項目で調整が難航したとか、その具体的なところはどうなっていますか、お願いします。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）ポイントと申し上げましても、ただ、今言いましたように、上がってきたシートそのものが多かったというのが一番大きな理由だと思うんですけども、それぞれ皆熱心な改革案を提出してもらいましたので、一つ一つ丁寧に調整をした中でこれだけの時間がかかったということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）努力はいろいろわかるんですが、項目が多く出てくるのも当然事前にわかっておったことだというように考えるんですが、それ以上の答えが出ないようなので、これは一応そこで終わらせていただきます。

次に2点目、行政改革の実施計画、財政健全化計画、第3次総合基本計画後期5カ年の実施計画の説明、先ほど近々に行いますよとなっているんですが、具体的に何日というのはいないんですか、お願いいたします。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）現在、活性化委員会が8月30日に終わりました、この本会議が終了後に最終的な本部会を開きまして、その後に議員さん等の日程調整によりまして報告したいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）本部会後に一応説明をするという話なんですが、8月30日に活性化委員会で説明されているということは、ある程度資料は整っているというように理解できるんですが、その資料をできれば事前にいただけないか、この点はいかがでしょうか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）今、課長の方がご説明したとおりでございますので、最終調整の詰めで本部会を控えておりますので、今回の議会が終わり次第、最終本部会議を開いて、それで最終調整をしたと。それで、この間、活性化委員会も開いておりますので、今おっしゃるとおり、活性化委員会のご意見を聞くためのすべての改革案件を出してご意見をいただいておりますので、それを踏まえた本部会議を開いて最終調整をした上で成案としたいというふうな計画を立てております。ですから、今、課長が申し上げましたように、それらが終わり次第できるだけ早く皆さんに資料をご配付申し上げた上で、ある程度少し日程をあけて説明機会を持たせていただきたい、ご意見を聞かせていただく機会を持たせていただく予定で今、調整に入らせていただいております。こう

いうことでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それはわかるんですが、我々も資料をいただいて、その場ですぐ検討できるわけじゃないんですよ。先ほどありましたように、150項目等の多くの項目が出てきて、いろいろ調整しているのに難航してこれだけおくれたと。何カ月ですか、9月ですから、約2カ月強ですね、おくれてきている。そういうのを踏まえたときに、我々議員も資料を早くいただけないと、それはなかなか検討しにくいし、細部にわたって目を通すというのはなかなか難しい問題だと思うんです。だから、8月30日に活性化委員会に資料を出されたのであれば、我々議員に対してもある程度、決定案じゃなくて案として提示していただくというようなこともあってもいいんじゃないかと思うんですが。そうしないと、資料がないと我々も審議がなかなか難しいんですよ。だから、早目に事前に資料をいただけないかということを再考をお願いしたいと思います。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）そのご意見も含めながら調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）次、同じように、昨日の質問でもありました、実際に答弁なされているわけなんですけど、定員内と定員外の職員バランスの答弁の中で、職員採用は縮小する方向、先ほどの答弁にもありましたが。臨時でカバーする、それから、専門性を要するところには専門職を正規雇用するというような回答があったと思いますが、今回は専門職じゃなくて事務職3人の採用というふうになっているんですね。ここらに矛盾を感じるんですが、その点はいかがでしょうか、お願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）今回、募集を3名行ったわけですが、これにつきましては、今年度末に定年退職5名、これはいずれも事務職が予定されておりますけれども、それに対応するものでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）退職に伴うと言われているんですが、基本的に大きな方針は縮小傾向を考えていくというふうに最初に町長さんの方から言われたと思うんです。だから、その点から考えたときに、退職の補充というふうに思われるんですが、それは3分の2でもい

いんじゃないか、3分の1でもいいというふうに考えられるんですが、そういった点はいかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）人事案件でございますが、今年、この3月に15名の退職者があった。これによって1名の採用しかしていない。団塊の世代ということがよく新聞紙上でも言われるんですが、非常に空白時間が多いようなことがあったら今度は行政にも支障があるという判断のもとにそういう対応をさせていただいております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、来年度の3名の退職に伴うものではなくて、昨年度末の退職も含めてその3名の採用をという説明でしょうか。お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今年度は、この春には14名退職されて1名の採用ということを今申し上げましたが、来年の3月には一応5名の退職者が出るということが確定しておるんです、定年で。そのために、空白ができちゃいけないということで今回3名の採用をお願いしております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）そういった形で行政運営、特に人事関係に関しては年々常に出てくる問題なんですね。そこらを踏まえて行財政改革も進められているわけです。その点のある程度整合をとりながら、行財政改革の中に当然人事採用とか人事のシステムの洗い直しとかこういったものは当然行われるべきことで。だから、私が見る範囲で、今回何か人事だけが先走ったように見られるんです。特に6月に出しますよと言われている中で、7月にはすぐ人事の広報が流れたわけです。6月に出ているものが出ていなかったわけです、行政改革大綱の実施計画案が。だから、そこらが疑心暗鬼な点がございまして質問させていただいているんですが、その点をもう少し明確に説明いただけますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在の職員の採用試験の問題が9月18日に全国的にというんですか、県下一斉にあるわけですね。それに対して、今言われるような時期にやったら、時間的なものの制約があるものですから、そういうふうな広報で周知徹底させていただきました。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、採用の時間的なタイミングということですね。それで、その試験は

いつ、広報等に載っているかと思うんですが、具体的にわかればお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）9月18日にあります。現在、応募者が103名あります。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それと、今の人事計画と行政改革大綱との関係なんですが、人事計画というのは実際に町の方が持たれておるんですか、お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ただいま行革担当参事の方が申しましたように、今から早い時期に皆様方にこの実施計画、行革の内容についてお示しするわけなんです、その中に当然大きなウエートを占める人事計画、これが入っております。最終的に何年先には町の職員を200名弱に抑えるという1つの目標の中で、この数年間の退職者あるいは人事採用の年間計画、これをつくっておりますので、それをご覧いただきたいというふうに思います。今年度の採用3名につきましてもそういった計画に則った数字でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）理解できたんですが、そういう意味で、できるだけ早目に資料をいただければ、私らも納得できるんですが。私は納得できるんですがね。それと、今の、最後になるんですが、大綱と長期基本計画、これに関して、それらを踏まえたもので来年度の予算が組まれるか。要するに来年度の予算に間に合うかどうかということです。その点をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それは間に合わすつもりで頑張っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、次に、アスベストについての再質問でございますが、アスベストの使用や取付け状態によって危険度が異なるというふうに考えられるんですが、そのときに使用されている施設での注意すべき点、今後それも使って、今現状使っておりますね。そのときの注意すべき点というのは何があるのか。

2番目、取り壊しをするときにどのような点に注意しないといけないのかということ。

3番目は、建物のアスベスト及び水道のアスベスト管の廃棄は各々どのようにされるのかという、この3点をお願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）まず、注意すべき点でございますが、今回、町長の答弁にありましたように、まず、検体を検査して、今その状況によって、方針としては、劣化が早そうであるというものは撤去をしたいと考えております。まずそれが基本的な考えでございます。

それから、取り壊しに当たって注意すべき点でございますが、これは今のところ、町有施設については取り壊しの物件というものが、先ほど答弁にありましたように、考えておりませんので。ただ、将来的にはこれは取り壊す時点で県の規制とか囲い込み、全部抱え込んでやるとかというような問題がありますので、その基準に則ってそういう対応をすることになるかと思います。

それから、廃棄をする、水道の石綿管につきましては、これは新たに水道の方で答えていただきますが、通常の廃棄物につきましても今、国・県からどのような廃棄の方法を考えるかというような通知が参っておりますので、そういう点を十分精査して、廃棄についても十分注意を払っていきたいと考えております。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）水道管のアスベスト管については今のところ、そのままであれば産業廃棄物としての放棄は可能であるということなんですけれども、もしこれを取り崩すということになれば、当然ほかのアスベスト材料と同じような処分の方法になるかと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）調査した後に取り壊しとかいろんな問題を決定して実施していくということと言われたんですが、調査するまでの、今からそこまでの期間というのはどのような形で取り組まれるのかというのをお願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今回、アスベスト対策班ということを立て上げて、いろいろ協議をしまいいりました。今回の最終的に検査をするのが10施設で16カ所ということなんです、これがすべてアスベストを含んだ材料であるというわけではございません。アスベストが含まれた吹きつけ材が使用されておる可能性があるということで、これを、どの程度のアスベストが含まれておるか、要は1%以下であるかの検査をまず出すというものでございます。目視の段階で、この16カ所について目視をしておるわけなんです、当面

飛散をする状況にあるというものではございません。大丈夫でございますので、その間、対策を講じるかどうかはこの検査に基づいて今度は計画を立てるわけなんですけれども、その間、殊さら何かに注意しておかにやいけんとかということじゃなくて、余り神経質になられない方がよかろうかというふうに思っております。ただ、そういった可能性のある材質でございますので、極端に言えば、削るとかというようなことは多分ないと思うんですが、そういったことはすることはよくないと思いますが、殊さら神経質にならない方がよろしいかというふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）気持ちはわかるんですが、私もアスベストのニュースがどんどん流れると神経質になるんです。特に住民の方々からいろんなご意見、要望等を聞きますので、神経質になっていろんな質問をさせてもらっているんですが、できれば広報等を含めて、いつごろ調査をしてまいりますので、皆さんご安心くださいとか、そういったやっぱり広報は必要じゃないかという気がします。これは要望ですが。

それと、今の点、昨日から答弁の中に入っているんですが、10施設の16カ所よりは多くならないんですか。

それともう1点、昨日聞き漏らしたんですが、幾らの施設を調査した中で10施設16というのがわかったのか。その2点をお願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）全部の施設で一応116棟。学校なんかは棟が離れておれば1つの棟として数えておりますので、116棟を全部調査して、まず設計書で調査をして、その後に建設課の専門の職員が目視で確認をいたしております。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）先ほど総務部長が申しましたように、町有のすべての施設を対象として調査を終えておりますので、それが今後増えていくということはないものと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）少なくなることはあっても、増えないということですね。わかりました。

じゃ、次に、3点目の海田市駅バリアフリー化についての再質問なんですが、昨日から町長の方からの答弁で、積極的にエレベーターをつけると。1基でも2基でもつけていくというような発言なんですが、もし1基つけたと仮定して、どのくらいかかるかと

いう総額を、何回か質問しているんですが、お聞かせ願えませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）概算でございますが、一応5,000万ぐらいかかるというふうに聞いております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それと、前向きにエレベーターを設置されるというような考え方でおられるということで、設置するに当たってはやっぱり調査がまず事前に必要ですね。この調査は来年度の予算には盛り込まれる予定があるのかどうか、お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今年度17年度のあんしん歩行エリアという費目の項目の中にこのエレベーター設置に向けての検討の業務の委託費用を含んでおります。その関係上、今現在、業務委託を発注しております。その結果を持ってJ Rと再協議、この設置に向けての協議を行いたいと思っております。以上です。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）これも昨日からの答弁の中に、高架事業の完成には15年以上もかかるようなことも言われていますし、それから、エレベーターの耐用年数が15年程度あるんじゃないかというふうに答弁されています。そういった設置にかかわっての理由づけですね、その理由づけをする上で、この機を逃すとまた耐用年数がだんだんだんだん影響してくるわけですね。その理由が成り立たないような状況になってきますので、できれば早くこの理由をもって設置してもらうように考えるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）とにかく10年も15年もやはり不自由な方とかお年寄りの方とかに不便をかけることはできないという守りの姿勢で、皆さんと一緒に、たる募金でもしてぐらい、皆さんに協力を呼びかけながら、こういうことに前進的に前向きに取り組んでいきたい、こういうように思っています。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）終わりなんですが、町長の住民へのサービスというのを一番基本に置かれてやっていきたいという意思がわかりましたので、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原田）2番、三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。3つほど質問いたします。アスベストは7名全員出て、今までに3名ということでしたけれども、出てから非常に社会問題化、大きな問題になりましたので、私なりの観点、あるいは心配をしましたので、予定どおりアスベストの問題についても質問して、3つほど質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1つ目、アスベストについて。静かな時限爆弾が各地で爆発し始めた。ギリシャ語で「消しがたいもの」を意味するアスベスト（石綿）は半永久的に劣化しないのが特徴で、吸収して体内に入った後、20から50年の潜伏期間を経て中皮腫などの健康被害を引き起こす。アスベストは熱や摩擦に強く、70年代から90年代にかけて年間20万から30万トンが輸入され、ビル建設などに使われ続けてきました。今般6月29日、大手機械メーカー・クボタ（本社・大阪市）は石綿被害を公表した。それによると、クボタの旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の従業員や出入り業者計78人がアスベスト（石綿）が原因のがん、中皮腫などで死亡していることがわかりました。被害は衝撃的で深刻そのものでありました。アスベストの健康被害は周辺住民にも広がり、深刻な公害問題になりつつあります。7月末に国や県から通知が既に出ています。そこで、お尋ねします。

第1点目、7月29日、文部科学省からの通知があり、県から文書が届いています。「学校施設等における吹きつけアスベスト等使用実態調査について」(依頼)が来ていますが、町内の小・中学校の調査は教育委員会から学校現場へどのように指示し、どのように進んだのでしょうか。

2つ目、7月27日の県のアスベスト（石綿）問題連絡調整会議では、市町の建築物についても自主点検を指導するとなっております。学校以外の町の建築物の点検はどのようになっていますか。ある程度答弁が出ておりますけれども。

3つ目、7月30日の新聞によると、厚生労働省は29日、全国の病院（大学病院は除く）と特別養護老人ホームや保育所、身体障害者福祉センターなどの社会福祉施設でアスベスト（石綿）の使用実態調査を行うと発表しています。海田町内の施設の調査はどのようにしていっておりますか。

4つ目、7月29日、厚生労働省は石綿による労災認定があった事業所名を公表しました。99年度から04年度分までです。広島県内でも認定事業所が新聞に発表されておりますけれども、海田町内の各種工場において製造過程でアスベストを使用している工場があるのかどうか、お聞きします。

5つ目、クボタによると、旧神崎工場は水道管を製造する工場で年間540から7,669ト

ンの青石綿を使っていた。石綿は繊維状の物質で、水道管の強度を上げるのに使われたとあり、海田町内の水道でアスベスト含有の水道管が使われたことがあるのか、ないのか。答弁は少し出ておりますけれども。

6 目、石綿は1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。今後、これらの建築物の老朽化による解体工事の増加が予想されます。7月1日に石綿障害予防規則が施行されましたが、建築物の解体時の飛散防止対策の徹底はどのようにしますか。

7 目、保健センター内にアスベストの相談窓口を早急に設置すべきと考えるが、どうでしょうか。

次に、大きな2 目、教育の充実について。学校における教育課題は非常に多様化しており、子どもたちが生きる力を身につけるためには、家庭や地域との連携の推進や、よりきめ細かい施策の実施が求められています。学校教育においては、児童・生徒一人ひとりが個性豊かに輝くための学校経営や保護者の参加、教職員の資質向上などを効果的に支援することが昨今求められております。今、町内の教育活動はどのようになっていますでしょうか。そこで、尋ねます。

第1 点目、定例教育委員会議が開かれていますけれども、年に何回開かれ、どのような議題で会議をなされているのでしょうか。

2 目、生涯学習情報誌「いきがいた」は現在発行されていますが、学校教育関係、学校教育情報誌も出したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

3 目、学校2 学期制がいろんな地区で導入されておりますけれども、具体的に検討していく考えはないのでしょうか。

4 目、学校評価制度。県の教育改革でも学校評価制度が取り上げてありますけれども、学校評価制度の取り組みは町内の学校ではどのようになっていますでしょうか。

5 目、6 月に教育委員会主導のもとに海田町安全管理検討会が開かれています、という話し合いがなされたのでしょうか。

6 目、中学校のデリバリー給食の成果はその後どのようになっていますか。

7 目、昨今の新聞にも出ましたように、広島県の小・中学校にある校舎や体育館などの施設の耐震化率が非常によくありません。町内の学校関係の耐震化はどのようになっていますでしょうか。

8 目、自衛隊の関係で西小、西中の生徒数がかなり減ってきておりますけれども、

学区の見直しをするお考えはないでしょうか。

大きな3つ目、駅南口地区まちづくりについて。3月10日に地権者の面々に見直し方針について説明会が行われて、はや半年。情報公開、ガラス張りの行政の時代において、その後どのように県や国と交渉調整が進んでおりますでしょうか。事業の立ち上がりから、はや15年、いたずらに時を刻んでいるだけではないでしょうか。地権者のいらいは募るばかりであります。はっきりとした納得のいく情報、説明を伝えていただきたいと思います。そこで、尋ねます。

第1点、3月10日の説明会より半年が過ぎ、県あるいは国との交渉経過をガラス張りで、だよりとかで報告すべきではないでしょうか。

2つ目、「西地区におけるまちづくりは、全体的なかさ上げを行わず、既存の公共施設を整備することによるまちづくり」とありますが、具体的にどのようなことが考えられるでしょうか。

3つ目、「住み続けられるまちづくりを推進するため、計画の立案段階から住民が参加した協働のまちづくりを実現」とありますが、具体的にどのように話を持っていけますか。また、そのとき、地区外地権者、あるいは商業系地権者との調整はどのように持っていけますか。

4つ目、西地区の事業計画の見直しをしていければ、「幸せを守る会」はちゃんとテーブルに着いて話をできるのでしょうか。

5つ目、最近、地権者の方々に話を聞いて回ることがあるわけですが、今現在、もとのまま続行せよとの厳しい意見を聞きますが、改めて事業をもとのまま継続していく気はあるのか、ないのか。

6つ目、13年の事業計画決定、14年の区画整理審議会委員の選挙は一体何だったのか。約10億の費やした費用はだれが弁償するのか、責任をとるのか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員ご質問の第1点目の1番、2点目につきましては教育委員会からそれ以外につきましては私から答弁をさせていただきます。

アスベストについてのご質問でございますが、2点目の学校以外の町の建築物の点検につきましては、これまでに各議員に答弁したとおりでございます。10施設16カ所の検体の調査を進めていく予定です。

社会福祉施設のアスベストの使用実態調査につきましては、住吉議員の質問に答えたとおりでございますし、町有の福祉施設につきましても調査も終え、その結果、検体検査を必要とする施設はありませんでした。民間の福祉施設につきましては、広島県から各施設に直接調査の依頼がされております。

町内の各種工場において製造過程でアスベストを使用している工場につきましては、単にアスベストと申しましても、いろいろな形で使われておりますから、町内の工場での製造過程でどのようにアスベストが使われているかについては把握をしておりません。なお、この工場での使用実態の調査は今後、県で進められると聞いております。

アスベスト含有の水道管につきましては、西田議員の質問に答えたとおり、本町においても昭和45年までの配水管布設工事に使用しておりました。

石綿障害予防規則の建物解体時のアスベスト飛散防止対策につきましては、住吉議員にも答弁したとおりでありますし、町といたしましても、建築物等の解体時に提出される建設リサイクル法の届け出時に、石綿障害予防規則に則り、労働基準監督署に届け出て、解体作業を行うよう指導してまいりたいと思います。

アスベスト問題の総括は理事を中心とする総務課が、住民の健康相談などは保健センターが、住宅の解体や建材のアスベストの有無などの相談は建設課の方で、昨日と同じように説明をしております。

続きまして、駅南口地区まちづくりの質問でございますが、1点目の県または国との交渉経過の報告につきましては、桑原議員にお答えしましたとおり、現在も国・県と調整中であり、地元の皆様にお示しできるものは現段階ではございませんが、調整が済み次第速やかに発表したいと思っております。

西地区まちづくりにおける具体的な公共施設の整備につきましては、桑原議員に申し上げましたとおり、基本的には権利者の方々の意見をお伺いしながら、西地区のまちづくりを進めていきたいと考えております。

西地区のまちづくりの具体的な手法及び地区外や商業系の地権者との調整につきましては、地区内の権利者はもとより、地区外及び商業系の権利者の方々から多くの意見をお伺いする場を設けることとしております。

話し合いの場に窪町の幸せを守る会の出席の見込みでございますが、西地区のまちづくりを行うためには、多くの方々に参加していただき、まちづくり計画を策定する必要があると思います。よって、守る会を含めて、関係権利者に話し合いの場に参加してい

ただけるように働きかけていきたいと考えております。

5 点目の改めて区画整理事業を現計画どおり継続してすすめることについてでございますが、現計画を進めるに当たっては権利者の方々との合意形成が十分に図られなかったことから、本年の2月の定例議会におきまして、東地区を先行整備する新たなまちづくり方策を決断し、表明したものでございまして、現事業計画を進めるつもりはございません。

次に、今までの事業費についてでございますが、現計画を進めるに当たって費やした費用であり、現計画のすべてを白紙にしたわけではなく、事業継続という視点でとらえており、また、現計画を縮小した事業計画という意味からして、当然に関連性はあるものと考えております。

それでは、1点目の1番、2点目につきましては教育委員会の方から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、アスベストの方からお答えいたします。アスベストにつきましては、教育委員会の方は、文部科学省から新たに加わった吹きつけ材としてのロックウール及びバーミュキュライト等が対象になりましたので、これらを含めて町の立ち上げました部会も加わって一緒に検査したわけでございます。結果は3施設で8カ所、検査が必要であるというふうな結果が出ております。今後の方針については町と同様でございます。

教育委員会議の回数でございますが、定例が毎月1回でございます。臨時があればこれに加わります。議題でございますが、学校教育、社会教育に関する一般方針を定めたり、教育委員会規則の制定・改廃、人事案件等でございます。

それから、2点目の学校情報誌の発行でございますけれども、現在、各小・中学校6校ございますけれども、学校生活の様子であるとか、教育方針であるとか、各学校で独自に保護者や地域の方々に発行しております。これを今後は要望等を聞きながら、知りたいような情報について改善を加えながら充実していきたい。新たにこれ以外に出すつもりはございません。それから、もちろんホームページでも6校とも公表しております。

それから、学校2学期制の導入でございますが、これも文科省の方でこの制度ができて、教育改革の一環として、いろんな制度として取り上げられた面の中の1つでございます。歴史もまだ大変浅うございまして、取り入れているのが流行になったような

ところもございますが、いろいろ研修等もやってきましたけれども、余り変わらないということで、直ちにこれを導入するという考えはございません。

それから、学校評価制度の取り組みでございますが、広島県におきましても、教育の質の向上であるとか、説明責任の徹底を図るとかということを目的に、平成13年度から実践協力校を定めて調査・研究を進めてまいりました。それから、平成15年度に全公立学校において本格的に取り組みが始まったところでございます。本町の小・中学校におきましても、教育目標を達成するということから、学校経営計画を長期、中期、短期とも作成いたしまして経営目標を掲げ、保護者や地域の方々に公表して教育活動を進めているところでございます。評価項目でございますが、教職員による自己評価や保護者の評価、それから外部の評価等を通して各学校の教育活動を高めていくということで、随時改善を加えながら進めているところでございます。

5点目の安全検討会の協議内容でございますが、昨年からずっと続いておりますが、不審者の事案が結構多いようでございます。こういうことを踏まえて、小・中学校の教頭を中心とした検討会を本年度5月から開きまして、いろいろ具体的な案等について検討してみたところ、一応不審者侵入防止等のためのチェック体制であるとか、侵入に備えた取り組みであるとか、家庭や地域との連携の仕方ということについて報告を取りまとめて、すぐできるものはもう既に取りかかっております。

6点目のデリバリー給食の成果ということでございますが、これは前回も出て、申し上げましたけれども、昨年度では約35%でございました。それから、今年度9月までの状況を見ますと、約26.5%でございます。余り増えていないということで、前も申し上げましたとおり、ゼロになればいいがなというのが本音でございます。各保護者の方が気持ちを込めて弁当をつくっていただくのが一番いいと思っております。

次に、耐震化の状況でございますが、全棟数23のうち、改修が必要であるという校舎については14棟でございます。財政状況に準じて順次、耐震化の補強をしてまいりたいと思っております。

それから、学区の見直しでございますが、児童・生徒数が減っているのは西の校区だけではございません。ピーク時に比べますと、海田中学もそうですが、ほとんどの学校が減っております。西小学校と西中学校だけについて申し上げますと、一応自衛隊の官舎の移転が終わりまして、大きな異動要因はもう去ったのではないかと。今後の人口の推移等を考えてみましても、多少の微増、増減はあるでしょうが、このまま横ばいで進

むんじゃないかというふうに考えます。ここの規模を申しますと、全国とか県下で見ましても、低いところでございます。ほぼ平均よりちょっと上ぐらいの規模でございます。学校が複式とかというふうな特異な状況にならない限りは現在の状況で、学区の変更は考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、再質問をさせていただきます。まず、アスベストのところですけども、通知書も持っているんですけども、教育関係3施設8カ所がどうかというところで、検査を予算もとってこれからするということなんですけれども、私が一番気になったのが教育施設なんですけれども、ちょうど2学期、夏休みで、ちょっと回ってもみたりしたんですけども、3施設8カ所はそのまま検査をしてもらってということとは、例えば急を要するような感じでしたらシートを覆ったり、たちまちの応急処置ですか、そういったような感じがあれで、それと、県の場合は8月の末に中間報告みたいなものを出しているんですけども、3施設8カ所はどういう感じだったのか、もう1度もうちょっと詳しく知りたい。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）学校につきましては、海田小学校、これにつきましては特別校舎の階段の部分にゾノライト吹きつけが見られました。それと、海田東小学校につきましては階段裏のひる石が吹きつけ、その他、理科の準備室の天井、家庭科準備室の天井には同じくひる石の吹きつけ、それから、渡り廊下の天井には折板裏の断熱材がございました。あと、渡り廊下もスラブ下にひる石の吹きつけ、B棟の階段裏にもひる石の吹きつけがございました。それと、あともう1カ所は、海田中学校の中校舎の3階教室の天井の梁型に、それと2階のカウンセリング室の天井の梁型にひる石の吹きつけが見られまして、そういう状況でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）けさの毎日新聞によりますと、学校の中でアスベスト濃度が、石綿濃度が高いところがあるので、生徒の診断をするというようなことも出ておりましたので、学校施設はとりわけ気を使っていたらいいと思うんです。そのほか、10施設の16カ所ということなので、水道とかもあったみたいなんですけれども、予算を通して、検査会社が非常に込んで順番待ちにもなっておりますので、応急的なようなことが要るところはどんどん応急的なようなことをしていただきたいと思います。

それから、アスベストの3番目の社会福祉施設ですね。これでいきますと、特養なんかはエバーグリーン、メインストリームとか、保育所は町立なんですけれども、こういう施設は直営ではないので、どういう場合に連携をとって調査を促進するようにしていますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）町長答弁にありましたように、少なくとも町内の福祉施設、町有施設はございません。それから、町内にあります特養とかその他の施設につきましては今後、県が調査の依頼を出しておるということでございますので、その結果を踏まえて我々はどういうふうな対処をされたかということを班の方でもつかんで、必要なことがあれば申し入れをしたりとかということは考えていきたいと思えます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に、4番目、これも心配なところなんですけれども、海田町内は工場が非常に多いので、新聞でも全国の認定事業所が大きく発表されました。それで、広島周辺にもいろいろありまして、八本松とか広島市内とかにはっきりありました。海田町内、明神団地とか2号線沿いとか川沿いにやっぱり工場が非常に多いまちなので、その辺である程度は、ブレーキ板とかクラッチ板とかというのものもあるんですけれども、今ある会社でアスベストを今か過去において製造過程で使ったと思われるようなところは懸念はどうですか。ある程度はわかりますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）この件につきましては把握できておりません。ただ、県の方も今、国の方に製造過程での調査の要望とかいろんなことを進められております。その情報入手したいと思えます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）5点目なんですけれども、水道管の状況はわかりましたけれども、海田分室で聞いたときに、アスベストが大気中に舞って、肺に入って中皮腫とか肺がんになるわけなんですけれども、水道管に使われてということになると、例えば飲んだりしまして胃に入って、後は便でも出るという感じで、肺に入って、水で飲んだ場合と影響はどうなんですか。その辺を聞いてみたいんです。聞いたときに、肺に入ったときに本当に恐ろしいので、飲んで便とかに出た場合にはいいんですか、どうですか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）今、アスベストについてはWHOの方で飲料水のガイドラインというのが出されております。それによりますと、飲んだ分については健康上問題ないということですので、飲む分に関しては別に異常はございません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、アスベストの6つ目です。7月1日に石綿障害予防規則が施行されたわけなんですけれども、これは石綿建造物の解体が2020年から40年ごろにピークになるだろうというぐあいに新聞でも書かれております。やはりこれは大きなビル、例えば自衛隊官舎なんかはこれから解体が来て、大きな建物なんですけれども、ああいうビルなら大きな、腰が入って時間もかかるしということなんです、周囲の目もあったりして、やっぱり気を使ってちゃんとすると思うんですが、民家の1軒とかそういうような場合には、解体も早いですし、すぐ終わってしまうので、ちゃんと届け出をしてくるかどうか、その辺が心配なんです、どうでしょう。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）80平米以上の解体については現在、建設のリサイクル法というのが届け出ていくようになっております。その中で、今言ったアスベスト等のものが含まれている状況が事業主、施主さんの方でわかっておれば、そのものについては労働基準監督署へ届け出なきゃいけないということになっております。そういうものを町としては建設リサイクル法の届け時に指導していきたいということをしてまいります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、石綿の障害予防規則の中を見ますと、事前調査をして、作業計画をして、届け出をして、作業をして、さらに廃棄物の処理まであるんですね。その辺の、業者に徹底するというか、チラシでも、役場の入り口でもいろんなもののチラシが入れてありますけれども、やっぱり調査、石綿障害予防規則で、解体に関してはきちっと法令化というか、取り決めがあるよというようなものを何か配るなり、つくって入れたらどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員もご承知のように、県の方でも国から県に通達がまだはっきりした指針が示されていないんです。それを先行して町がこういうことはできませんし、改めて、その把握は十分していますので、行政指導によって県からいろんなことが入れば、直ちに皆さんに公表したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）7点目ですけれども、非常に皆さんというか、住民の方は心配しているということで、それで、健康被害の相談とか、健康相談となるQ&Aとか、保健センターの方ではある程度、前をいつも通るんですけれども、ガラスのところにポスターがすぐいろんなあれが出るんですけれども、まだ出ておりませんし、この前は食中毒の垂れ幕がまだかかっていたというような状況でして、保健センターでは健康相談のQ&Aとか、住民の懸念の払拭とか、そういったのはどういうぐあいに対応されていますか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）健康相談のQ&Aにつきましては県も国も既に出しておりますので、それを用意して、住民の方にはそれをお配りできるように準備を進めております。実際の健康相談あたりですけれども、現在、7月末に、これは町外の方なんですけれども、1名ほどおいでになっただけなんですけれども、それは県の保健所の方、海田分室の方に相談窓口があるということで、一応概要をお聞きし、ご案内したというのが今1件あるだけでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう一つだけ。新聞でも畑賀の方の特集が載っていたんですけれども、亡くなった方です。実際に懸念がある、心配というときに、レントゲンとか病院に相談に行ったら、労災とか、ある程度はめどというか、誘導とかというのはできるんですか。もう1回。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）病院はどこでもできるということではないようございまして、現在指定されておりますのが中国労災病院ですから、呉の広にございます。こちらの方にご案内をするようにはしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、教育の方の2番目に参ります。私たちは議会のスケジュールをいただいているんですけれども、その中に定例教育委員会議、大体月に1回ごとにあるんですけれども、今、社会教育とか人事とかありましたけれども、会議の公開というのはもう公開ということで、教育委員会議は公開しなさいということになっておると思うんですけれども、まず、会議自体が傍聴もできるんですか、最近は。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育委員会が発足して以来、傍聴はできることになっています。ただ、内容によっては議会と同様、秘密会にすることもあります。今まではそういうことはございません。まだ傍聴された方は一回もありません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、教育に非常に関心が強い、私もそうですけれども、議会の皆さんも関心が強い、住民の方も関心が強いので、何かでやっぱり会議の中身というか、そういったやつを出してもらいたいと思うんです。

それと、2点目と関係もしますけれども、教育委員会の中で生涯学習情報誌、これは毎月ではないと思うんですけれども、別で出ていますね。「いきがいた」が出ています。それで、よくページ数もとってありますし、わかるんですけれども、学校教育課の方がどうも見えてこないんです。寄って話をすることもありますし、いろいろ自分でも勉強したりしよるんですけれども、やっぱりどういう流れで進んでいるのかというのが見えてこないということなので、学校独自の小学校だよりとかP T A新聞とかというのは回ってきますし、見ているんですけれども、いわゆる本当の中身が結局いいのかどうかというようなことも知りたいわけで、先進地でも教育だよりというのが出ているんですよ、いろんなところで。やっぱり3万の町でありますし、教育委員会の会議の中身とかというのもありますし、それから、教育だよりというのをぜひ出してほしいと思うんです。もう1度、その辺はどうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育だよりを出さないというわけではございませんが、どういうレベルのものをどの程度出すかということが、現在でも学校だよりとか今のホームページの中を見てもらったらわかりますけれども、小さい冊子ぐらいのそんなものじゃなしに、もうちょっとボリュームがあるものを出しています。ですから、それ以上のものを出せと言われるのか、あれじゃだめだから印刷物で出してくれということなのか、そこらが理解しかねるところです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私の家にも機械はあるんですけれども、やはり直接もらったり聞いたりしたいと思うので、ホームページがあるからということで、それだけでは、通らない人は見ないということになりますので、「いきがいた」のようにやっぱり、2カ月か3カ月に1遍出ているんですか、そういうぐあいで、だよりを時々、いろんなことがありますの

で、出してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）内容を、今、学校経営方針の中には教育に関して学年ごと、学期ごと、それから道徳教育や総合学習についてかなり詳しいものを作成して、目標を定めて、その評価をしながら現在進めております。保護者の方はそれは全部わかっておられると思います。読む、読まないは自信はありませんけれども、知らせるのは全部公表しています。ですから、それをほかの方々にもということであれば、広報紙みたいな形で出せということなら、予算を町の方をお願いして出してまいりたいと思いますが、まだそういう要望が議員ほど耳に聞こえてこないんです。ですから、今出しておるところで理解していただくのがいいんじゃないかなと思っていますところです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。学校の2学期制ですけれども、歴史は浅いということであるんですけれども、県内で結構2学期制を導入しているところがあるんです。17年4月1日現在、東広島市とか安芸高田市もありますし、竹原市、神辺町とか、結構導入しているところがあるんです。それで、週5日制になってやっぱり授業時間がとりにくい、とれないというところが現実になって、3学期制よりも2学期制の方がいいというのがあるんですけれども、東広島なんかは視察か何かに行かれたことはありませんか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）議員の方は2学期制がいいという判断をされていますが、ほとんどのところは2学期制はまだ疑問であるということの方が大方の見方です。歴史ももちろんまだないこともありまして、全く悪いところばかりかといいますと、今言われたようなところがメリットとして強調されています。文科省が出した限りには、やっぱりそれは広まってもらった方が、メンツもありますし、そういうことでは奨励はしておりますが、各教育委員会では実態を見きわめて、確かにこれはやった方がいいということになれば、それはいつでも、海田町にしてもすぐでも導入いたします。そういう確信が持てないわけです。今言われたような、時数が自由になるとかということは確かに言われますけれども、実態はそうではないと。私たちはそういうふうに認識しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）これは金沢市の資料なんですけれども、「落ちついて学習できる期間が確保され、授業が充実し、学力の向上が図られます。子どもと保護者へ学習状況が丁寧に伝

えられます。子どもと教師の触れ合う時間が増えます。長期休業の学習が充実します」。3 学期制だったら、たびごとに通知表とかがあるので、2 学期制、これは大きな画期的なことだと思うんです。多少は検討して意見を、検討会でも立ち上げてという気はありませんか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）さっきも申しましたが、検討会も立ち上げて、教育委員会の教育委員さんも研修されて、その結果を私は今申し上げておるんです。誤解があつてはいけませんけれども、高校では文科省なんかに踊らされて2 学期制をやったけれども、まだ2 年も3 年もたたないうちに、もう撤退するということも出ています。ですから、全国的な傾向とか現場の意見をよく聞いて我々はやりたいと。教育委員会が2 学期制がいいということだけでは我々は進めません。現場が2 学期制の方が十分、今言われたような効果があるんだという認識に立てば、いつでもスタートいたします。もう検討は済んでいますから。

○議長（原田）三宅議員。

○2 番（三宅）次に、学校評価制度のところですけども、学校評議員会が構成されて少しつと思うんですけれども、学校評議員会の中身とか運営とかはどんな感じですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）本町も去年、16年度1 年間、フルに6 校でいろいろなところから評議員さんが選ばれて、校長の諮問にに応じていろいろ意見を聞いています。聞いた意見等は教育委員会の方にも流れてまいりますので、目を通しておりますが、やはり学校という、ある程度閉鎖されたようなところなんです、そこである意見よりは、外部から見た意見等が出ております。校長もこういうことを踏まえて、以前よりは開かれた学校に向かって着実に進んでいるというふうに評価しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2 番（三宅）どうも学校評議員会制度、メンバー表ももらった分の中に、団体の中にあつたんですけども、聞いてみて、もう少しじっくり時間をとって、突っ込んだという感じで。形骸化しているんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのように思われますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）まだ1 年フル稼働しただけですから、形骸化とか何とかという評価を下

すには早いんじゃないかと思います。今の状態はそんなに悪い状態ではないと。ある程度常識的な判断、意見なりを校長に対して述べていると。我々はそういう評価をしています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。安全管理、これは海小だよりで知ったんですけども、海田町安全管理検討会が7月の初めの海小だよりか何かに載っていました。安全管理検討会が開かれたんですね。どういう感じの会だったんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）どういう感じというのではありませんが、具体的に今後の取り組みについて、チェック体制であるとか、もし侵入した場合はどうするとか、他の団体とどういうふうな連携をとっていくとか、これは大きい表題のことでありまして、もしご希望でしたら、報告書が出ておりますので、コピーして議員の皆様にもお配りしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ぜひ後で報告書をコピーしていただきたいと思います。それで、学校安全管理の問題は2月の予算委員会の際に、ちょうど2月15日ですから、寝屋川の先生が刺殺されたということで、私も言ったと思うんですけども、あのとき、教育長はゼロからあれするとか、確かおっしゃったと思うんですけども、あれから大分、半年以上たっているんですけども、私は、どっちかというたら、校門に例えば守衛の人を、ガードマンを常駐して、そういう形をとって徹底してということをするんですけども、2月から今までの間にどういう検討をして、それから、私が言う、多いんですけども、校門の前に、大阪なんかはそうですけれども、小屋を設けておらすというのは、そういう形はどうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）そういう検討会の報告書が今申し上げた報告書なんです。その中にはいろいろ予算のかかること等がたくさんあります。予算を何ぼかけてもいいよと言うのでしたら、教育委員会としても、それは安全にこしたことはありませんから、やっていただきたいですけども、そうはいきませんので、ご承知のように、自治法では教育委員会は予算の編成権も執行権もございませんから、町と十分協議しながらやっていくというのが基本でございます。いいことはどんどんそれはやっていただきたいという気持ち

は議員と一緒にございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。デリバリー給食なんですけれども、今の話で、決算の報告の中にも、延びて延びて去年の9月からスタートしたと思うんです。それで、決算書の取り組みの中には35%ということで、今現在26.5%ということで、今、ゼロになればいいとおっしゃったんですかね。去年の予算も2,000万、今年も2,000万組んでありました。その前に、西中と両方でかなり設備でお金を使っているんで、この数字を増やすというような営業努力とか、そういう気はないんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）これは、去年からも申し上げておりますが、給食はあくまで親子関係の補完の授業でございますので、小学校は別ですけれども、中学校においてはできるだけ保護者の方が弁当をつくっていただければ、これにこしたことはないという認識についてはずっと変わっておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）そうしたら、これはゼロになってもいいということですか、極端に言えば。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）ゼロが理想的でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それじゃ、デリバリーを中断してもいいということですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）そういうことでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それじゃ、行革の時代に、高いお金をあれして中学、西中と整備して、甘いんじゃないですか、どうですか。設備も何千万かかっておるんですよ。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）発足した当時はそれなりに要望があったということです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）今、行革の真っ最中で、そういう観点から言えば、ゼロになったら、それじゃ、海中も西中も設備が眠るということですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）設備はなくなります。ほかの用途に使うということになろうかと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）町長、そういう取り組みでいいんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も基本的には学校給食よりも、親がつくった弁当を持ってきてもらって学校へ来ていただくのが基本じゃないか、こういうふうを考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）いや、そういう観点じゃなくて、経費の見通しとか、そういうことを言っているんです。行革の折だからということで。その辺をもうちょっと。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）そのときには、前の町長さんのときに皆さんが審議されて、それを考えられた。このことについては、もうできたものをどうすることもできませんが、基本的には親につくってもらった弁当で学校に来てもらう、これが基本だと私は思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう時間はないですか。急ぎます。次に、耐震化のところなんですけれども、県内の耐震化が非常に悪いわけなんですけれども、海田中学の体育館だけ今やってあるということで。といいますのが、新聞記事にも載りましたように、避難場所を兼ねているんですよね。体育館とかというところは、海田公民館の体育館もそうですけれども、避難場所を兼ねているので、そのポイント、ポイントというのは、予算が大きいだろうと思うんですけれども、あと何カ所か、体育館、小・中6校あるんですけれども、そういったところのめどとかはどんなですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育委員会としては避難場所の問題は、勘案はしますが、別問題でございます。町の教育施設をどういうふうに強化していくかということでございます。ご承知のように、中学校だけが今、耐震補強が済んでおります。これは海田中学ですが、西中の方は建物が新しいということもあって、耐震補強済みと同じ効果がある施設でございます。町の執行部の防災の観点から申しますと、ある程度、偏ったことではなしに、地域的に近くにある方がいいということで、そういう順番は多分つけられると思います。教育委員会もそれを拒むつもりも全くございませんので、町部局と協調してそういう耐

震補強を順次、財政出動の許す限り進めてまいりたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）一遍に全部できればいいんですけども、補助的なものは国とか県とか、全国的なあれなので、国補助とかそういった関係は、出る、出ないとか、その辺はどうでしょう。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）耐震補強の補助制度はございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。西小・西中の生徒、西小が特に、資料をいただいて、完全に1学年1クラスずつになったんですね。非常に激減しているということなので、やっぱりある程度数が多い方が、何かにつけて競争意識も働いて、いいんじゃないかと思うので、南小、東小、それから海小は400から500ぐらいのベースで、かなり多いです。西小が200ちょっとぐらい、各学年1クラスずつ、それぐらいになっていたと思うんですけども、これは真剣な問題じゃないかと思うんですが、見直し範囲をもう1回検討される気はないですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）人数についてはどの程度が一番理想的なのかというのは各学者、現場とも違いますけれども、西小は海田町では一番少ない小学校です。一番少ないが、江田島市で言う一番トップの学校規模なんです。それから、呉市や広島市でも西小より少ない小学校はたくさんあります。現在、さっき申し上げましたとおり、複式学級になるとかということがない限り、学区の見直しはしない方が、学区を変えたときの与える影響等を考えると、教育委員会としては学区の変更はしないという方針でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）次に行きます。3つ目です。南口の地区のまちづくりということで、2月に議会で見直し、変更がされまして、それから3月10日に説明会がありました。それで、3月10日で、今日が9月8日ですから、半年たっているわけなので、今までの15年とか長い歴史を見てみると、説明会とかワークショップとかというのをやっぱりやるんですけども、審議委員会でもやるんですけども、ぽつぽつということでだよりも出る、集まりもある、話しもするということで、やっぱり国と県との交渉ということはあるんですけども、もう少し、私たちは15年もどうかどうかと言うてきて、私も最初

からということで、役場の方々は人事異動とかでかわったり、前加藤町長の時代からということなので、並々ならぬものがあるわけです、私にしても。15年、37か6ぐらいのときから始まったんですが、私も今は53になっておるわけです。並々ならぬものがありますので、それで、交渉はどうであれ、だよりというのを出してきておりましたし、半年たっていますので、経過をこの辺でちょっと、地権者の方も心配しておりますし、厳しい意見も聞くんですけれども、だよりとか説明会、私も聞いたり連絡もとったりしよるんですけれども、一向にらちが明かないという感じなんですけれども、説明会とかだよりはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは昨日から桑原議員のところでも説明しておりますとおり、国・県に対してのいろんな折衝がまとまらないと、方向が定まらん。そのために、何回もガラス張りにいろんなことを提供する機会がまた出次第、ぜひ早いうちに皆さんに公表をしたり、集まっていただいて説明したり、そういうふうにしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）やっぱり国と県との話があるので、まだ少し時間がかかりそうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは何度も答弁しますとおり、向こうの結果が出てこない、こちらの進む道が、方向性を示しておるわけですから、それによってどういうふうな判断をして、こういうふうにやりなさいという形のものが出てこないと説明ができない、こういうように思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、5番目に書いているわけなんですけれども、西地区ですけれども、今、真ん中に狭い道路が1本通っているんですけれども、区画整理によらないまちづくりというのは、かさ上げをしないわけですから、道路をどこかにつくって、道路部分を買収したり、公園をつくったり、ある程度西側のまちづくりの図面はどういったものが考えられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これも改めて、決定してから、ある程度地権者とか住んでいる皆さん方の意見を聞きながら進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）この前も桑原議員の方で、災害委員会のために水が入ってというて危惧がありまして、地権者の方々を回って話を聞くと、結局、審議委員会までやって立ち上げて、結果で一番いいのは、防災とか地震とか浸水とかということにもあれで、結局審議委員会も立ち上げておるんですし、もとのままでいくのが一番皆さんいいまちづくりじゃないかと思うんですけれども、実際に回って話をしてみて、私も聞いて、厳しいことを言われるんです、同僚ですからということで。もとのままという考えはないか、もう1度聞いてみたいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員がおっしゃるように、15年間あれだけ苦勞していろいろなことをされて、結果が前に進まないという状況のもとに私は今回の2月の議会で皆さん方に新しい方針を示させていただいた、こういうように思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）先ほども委員会の行った先のことが出ておりますけれども、我々も町田の鶴川と、それから横浜の金沢八景に行ってきて、やはり時間はかかっているんですけれども、辛抱して、結果で、いいまちづくりにできているんです。時間はかかっていますけれども。そこのあれを聞きますと、やっぱり毅然とした、やめないという感じで貫き通しておるわけですね。西側でこれから話をして煮詰まるのか、一緒にちゃんとテーブルに着けるのかどうかということで、その辺もちゃんとできそうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再三申し上げるようでございますが、まず手始めに東地区の開発、区画整理をお願いして、西側につきましても皆さん方の理解を得ながらまちづくりを進めていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）海田の駅前とはにかく全町民の悲願で、私も悲願でありますし、議員の皆様方も悲願ですけれども、ある程度、すぐもう秋が来ていますけれども、それから年末が来て、来春が来るので、いろんなことがあると思うんですけれども、地権者の方々とか、あのままで建築制限とかということで長く来ているので、情報とか状況を説明するというのはやっぱりある程度、年末か適当なところでやってほしいと思うんです。このまま来春まで来て1年たってまだ何も説明することがないというような感じじゃ情けないんですけれども、途中で何とか説明をどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再三申し上げますが、県・国の調整が調い次第いち早く皆さんに説明したい、こういうように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）終わります。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。7番、多田議員。

○7番（多田）7番、多田でございます。今日は1点のみ質問をさせていただきます。最近、日本各地で地震が相次いでおります。先日、総務文教委員会で、阪神・淡路大震災の野島断層を見学に行きました。その規模と被害の大きさに改めて驚かされました。日本のどこでも起こり得ると言われております。本町では学校の耐震診断は終わっておりますが、いまだ海田中学の体育館を除きまして補強工事は実施されておられません。子どもたちが一日過ごしている場、学習の場、生活の場でありということは言うまでもありませんが、災害時には避難場所として地域住民にも大切な場所です。財政が苦しいことは承知しておりますが、できるだけ早く補強工事または改築を実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問につきましては、教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）多田議員のご質問に対してお答えする前に、先ほどの三宅議員のお答えの中で十分でないところがございましたので、お許しを得て。教育委員会議の傍聴はなかったかという質問に対して、なかったと申し上げましたけれども、私が就任する以前には町の特別委員会の議員の方が傍聴された事実はあったということで、私が就任して以後はないということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、学校施設の耐震補強でございますが、現在、耐震のための改修補強の必要がある校舎は14棟ございます。計画設計も済んでおるものもございますし、財政出動が可能になり次第、順次、耐震補強をしてみたいと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）町内14棟、改修が必要だと言われましたが、学校施設に関して耐震補強の概算のようなものが出ているのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）補強工事の金額については全部出していません。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）先ほどの三宅議員の答弁にもありましたが、国・県の、県はわからんですが、国の場合は、ご存じのように、改築については3分の1の補助金、また耐震補強につきましては今、特別に補助金が2分の1かさ上げという制度があると聞いております。それを活用して、できるだけ早く進める方針というのはないのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）方針としては、先ほどから申し上げておるとおり、すべて直ちにやりたいというのが方針でございます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）本当に早くやってほしいんですけれども、もう一つ、文部科学省が、この間の新聞にも載っていましたが、来年度2006年度から5カ年計画で3兆円を投じて、国の中の小・中学校が13万棟あるそうなんです、そのうちの半分が一応阪神大震災のクラスの災害に耐えられると。ということは、残りの半分は阪神大震災クラスが来ると倒壊するおそれがあるということなんです、そのうちの7割を補強しようという計画を立てておられるそうです。これは来年度予算からですから、予算が通るかどうか、これはわからんわけですが、この状況を見て年次計画というか、こことこことこれを優先的に、一番耐震診断の悪いところから順次やっていくという年次計画というのはあるのでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）補強が済んでいないところの順位だろうと思うんですが、教育委員会の順番と、学校はほとんどすべての学校が緊急避難場所になっていますので、緊急避難の観点からの順番からはちょっと違うところがございます。そこらはよく協議をして順番

を定めてまいりたいと。古い順に並べるのはすぐ並べられますけれども、そういうわけにはまいりませんので、そこらをバランスのとれた順番にしていまいりたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）確かに地域の問題がありますので、避難場所ということになれば、重点的、拠点的な施設から先にやっていくというのが当然だと思いますが、そういう意味からすると、例えば海田小学校なんかはまちのど真ん中にあるので、できるだけ早くやるべきだろうと思っております。それと、例えば文部科学省が来年度からもし予算が通って5カ年計画がスタートするとすると、これに対してできるだけ早く手を挙げておくべきだろうと思うんですが、そういうお考えはあるんでしょうね、もちろん。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）補助金は当然出ますし、補助があれば、多分それに関係する起債もついてくるだろうと思えます。全額見てくれるというわけではございませんので、金額も1,000万、2,000万の金じゃありませんので、町の財政状況と相談しながらの話になります。できるだけ早く、すべての学校がやりたいという気持ちには変わりはありません。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）そういうことが具体的になれば、できるだけ早く手を挙げないと、これは、ここに書いてあるんですが、7割程度という計画でおられるそうですので、その残りの3割にならんように、早く手を挙げてほしいと思うんです。よその市なんかのホームページを見ますと、学校改築に関しては毎年基金を積み立てていって、5カ年なら5カ年でやろうというふうな計画を持っておられるところがあります。そういう基金の積み立てみたいな形で具体的に前に進めていくというお考えはあるんでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほど申し上げましたように、教育委員会は予算の編成権も調整権もございませんので、町との密接な協議のもとに財政出動をしていくということになるかと思えます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）確かに予算の執行は教育委員会ですが、予算をつけるのは財政当局なので、財政当局の方にお聞きしますが、この基金の積み立てに関してはいかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）教育委員会と協議をしながらこの問題について取り組みたいと思います。

○議長（原田）13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。3点ほどお尋ねいたします。

まず第1点目、学校薬剤師の報酬についてでございます。学校保健法第16条第1項及び第2項について、学校医及び学校薬剤師を置かなければならないということは今さら言うまでもないと思いますが、この仕事に対する報酬が各自治体により様々であり、その報酬が作業内容に対して十分な額でないのであります。特に本町においては近隣の市町村の中でも最も安価であり、学校薬剤師になり手がないと聞いております。ご存じのように、学校薬剤師の仕事は各教室の照度はもちろん、プールの水質検査等、15項目にもわたっております。しかし、その報酬は近隣では広島市が一番高く、年間約15万7,000円となっております。本町においては年間四、五回の出勤といいますか、出勤で、1回が5,000円、5回出たとして、年間約2万5,000円程度となっております。薬剤師はまた薬の授業も行っており、これでは薬剤師の欠員時、次の学校薬剤師のお願いができないのではないか、また、お願いをしても、引き受けてくれる薬剤師がいらないのではないかと思います。西中学校の薬剤師さんは転勤のため学校薬剤師を辞任したいとの申し入れがあるそうですが、あまりにも報酬が安いと、次の薬剤師さんのお願いができない状態であると聞いております。このような学校薬剤師の事情に対し、どう対応するのか、尋ねるものであります。

あわせてまた、今後この薬剤師報酬の値上げ等をどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、町長付理事についてでございます。この件についてさきの6月議会でもお尋ねしましたが、十分な答弁が返っていない点について二、三お尋ねしたいと思います。一般職として採用した者に特別職の権能を持たせることにどうしても納得がいかないのがあります。常識的に一般職は特別職の仕事はできない、また、できるわけもないと思います。もちろん理事職は一般職であり、理事職としては決裁権もないのではないか、このようにも考えます。町長はこれをどのように考えておられるか。

また、理事職は部長職よりも確かに上位かもしれませんが、助役職よりも当然下位であると考えます。下位の者が上位職の決裁はできないのではないか。下位の者が上位職の決裁ができるのであれば当然、課長も部長も要らない、係長も要らない、すべてが平

でいいのではないかと、このように思います。町長はこれについてどのように考えておられますか。

さらにまた、この町の職の任用に関する規定は助役の就任までとありますが、4月以降、助役の任用に対しての説明は全くなく、この不自然な状態がいつまで続けられるのか。町長の補助役というか、補助職が必要であるならば、一日も早く明解な人事にすべきと考えるが、町長はどのように考えておられるか。

また、海田町職員の職の設置に関する規則第5条の解釈にも問題があると私は思います。この特別に職を採用するというのは、例えば町職員の定員枠を外れて、あるいは定員枠を超えてと申しますか、特別にその必要な職員を採用するという意味であり、特別職を採用するには当たらない、このように考えますが、町長の所見を尋ねるものであります。

特別職の採用が可能であれば、地方自治法第161条、あるいはまた地方自治法162条は必要がない。地方自治法162条では、いわゆる助役の選任は議会の同意がなければできない、このようになっております。上位法に優先する規則あるいは条例、規定はないものと考えておりますが、これについても町長はどのように考えるか。もし町長はこれが可能であると言うならば、この町の職の採用に関する規定を改正する必要もあるのではないか、このように考えますが、町長の所見を尋ねます。

次は、水道施設についてお尋ねします。本町の水道施設の老朽化が言われて久しいが、特に大規模な改修は行われておりません。非常な事態が発生してからの応急処置だけでは事に対応できないと思います。そのためには、蟹原または国信のどちらかの浄水場を抜本的に改修すべきであると考えます。まず、この点についての所見を問うものであります。

また、昨今の社会情勢を思うとき、蟹原の浄水場は現状のままでは大変な事態が起きる可能性もある、そのように想像もできます。このようなことを考えると、国信・蟹原両浄水場の改築は時間を待って考える問題ではなく、火急な問題であると思います。この点について町長はどのように考えておられるか。

あわせて、この施設の改修には膨大な資金も必要であると思います。そのためには現行の水道料金では当然水道事業の運営は不可能であると思います。そのために、水道料金の改正值上げは火を見るより明らかであると思います。料金の改正等についての考えもあわせてお尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問の２点目、３点目につきましては私から、１点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

町長付理事につきましの質問でございますが、地方自治法第167条には助役の権能として、町長を補佐し、職員の担任する事務を監督するとともに、町長の職務を代理すると定められております。しかし、理事には助役の権能のうち内部事務処理を行うための権限を与えているにすぎませんから、助役と理事は異なるものでございます。また、地方自治法第170条第５項の規定や収入役の職務代理者を定める規則により、収入役の職務代理を総務部長が行っておりますので、一般職であっても特別職の業務ができるものと考えております。

次に、決裁処理に関する質問でございますが、海田町事務処理決裁規程の第８条におきまして、決裁者が不在であるときは下位の職位の者が代理決裁を行うことにしておりますから、助役の内部事務処理権限を理事に与えることについては問題はないと考えております。

次に、助役の選任につきましては、できるだけ早いうちにご提案をお願いしたいと考えております。

海田町職員の職の設置に関する規則のご質問ですが、この規則は一般職の職に関する規定でございます。その第５条に定める特別な職とは一般職にかかわる特殊な職を規定しているもので、緊急時や突発的な事項に弾力的に対応できるようにしたものでございます。また、理事の身分はあくまでも一般職でありますから、定数にも含まれておりますし、定年もありますから、その点からも特別職とは異にするものでございます。

次に、地方自治法第162条の規定でございますが、議会で選任同意がなされなかった場合には当然議会の同意なしには助役を置くことはできません。しかし、先ほど答弁いたしましたように、理事には助役の持つ権能のうち内部の事務処理権限のみを付与したものであり、地方自治法で定められている助役の権能をすべて持つというものではございません。

続きまして、水道施設についてでございますが、水道施設の改修と料金の改定とは密接な関係があると思います。水道事業につきましては、当面現有施設を最大限生かし、必要な改良を行いながら経営することを基本方針としておりますので、国信・蟹原浄水場ともに抜本的な改築は考えておりません。しかし、老朽化した施設の改良や十分な施

設の維持管理を行うための経費はどうしても必要ですが、これらの改良や維持管理のための経費が直ちに料金改定に影響するものとは考えておりません。したがって、現時点では水道料金の値上げは必要ないものと判断をしております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、学校薬剤師のことについてお答え申し上げます。学校薬剤師については、安芸地区の薬剤師会から学校単位で推薦をしていただきまして、教育委員会が選任しているところでございます。このたび、海田西中学校の薬剤師の方が転居で辞任の意向がございまして、これも安芸地区の薬剤師会で後任の方について調整をお願いしているところでございます。

手当につきましては、議員がおっしゃるとおり、海田町は決して高い金額ではございません。今後、行政改革の非常勤特別職の報酬の見直しの方向と歩調を合わせながら検討をしてまいりたいと考えています。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、今の薬剤師さんの報酬の件ですが、一般的に町の行事といいますか、審議会に出た場合でも6,100円だったですか、というふうにいろいろあるかも知れませんが、いろんな審議会もあって、必ずしも一律ではないと思いますけれども、最低の分でも6,100円だと、このように私は記憶しておるんですが、薬剤師さんの場合は1回が5,000円であると。先ほども申し上げましたが、仕事量が非常に多い。子どもが教室で勉強するのに十分な明るさがあるかどうか、目が悪くならないようにとか、そういうところも含め、あるいは昨今のいろんな薬剤問題も含めて、そういう薬の知識等も教える。仕事は非常に範囲が広い。そういうことで、ぜひ値上げをしてほしい。なぜかという、昨今のいろんなものの報酬といいますか、給料にしても、30日丸々働いたと仮定しても月額15万円ですね。それぐらいの給料で働く人が実際におるのかどうか。しかも、それも単発的に学校の都合に合わさなきゃならんと。だから、特別にそういう報酬が1万円とか、そういうような報酬もあるわけですね、審議会とかいろんな委員会も。そういうものに準じて合わせる考えは、それは町長に言わせれば、いろいろな面で予算がないとか、経費の節減だとか、一方ではそういうことを言われるわけですが、一方では、後でまた言いますけれども、むだ遣いみたいなこともされておるわけです。ですから、最低、

薬剤師さんが納得してその業務に忠実につけるような額にすべきじゃないか。少なくとも、先ほど言いました1万1,000円ですか、当然それから臨時の収入の税を引かれると、手取りが1万円かそこらぐらいになってしまう。年間五、六回出ても5万円ぐらい。先ほど言いましたように、広島市は普通にやって12万7,000円。それでも半分にも満たないわけですね。この辺の考えを再度お尋ねします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）確かに報酬が高くはないということでございますが、これの決め方もいろんなケースがございます。年額幾らというふうに決めるやり方、それから、今、本町がやっておりますように、1回出動していただいたというか、1回来られたら実費弁償費的に1回6,000円払うとかという決め方、それから、ある程度固定給を決めて、年額2万円なら2万円というのを決めて、それプラスの1回出ていただいたら実費弁償費的に5,000円とか6,000円を払って加算していくというやり方等もあると思います。法律で決められております医師というのは、今の学校医、それから学校の歯科医の方、それから薬剤師と決められておりますが、それぞれ違うところがございまして、これだけとりたてて上げるとか下げるとかということはできませんけれども、先ほど申したとおり、今、行革の方針が出ますから、その報酬の動向に合わせた形で考えていきたいと思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今、教育長が言われることはわかるんですが、学校医の場合は、失礼な言い方をすると、何もしなくても約10何万円ですか、これぐらいだったと思いますが、お支払いするわけですね。薬剤師は仕事をして5,000円なんですね。先ほども言いましたが、今、教育長もご存じのように、西中の薬剤師さんが転居ですか、私は転勤と聞いたんですが、この辺はどうでもいいんですけれども、その辺のために次の薬剤師のお願いができないと。報酬が安いためにですね。ですから、場合によっては西中の薬剤師さんはいなくなるかもわかりません。こういうことを言っておるんです。次にお願いしやすくするために、先ほど来言うております町のそういう審議会とかいろんな方の報酬の、実際にあるわけですからね、6,000何ぼから1万2,000円ぐらいまで。少なくともこれに合わせてほしいというのが私の気持ちなんですが、ここまで何とかならんだろうか、そういうふうにする考えはないか、再度お尋ねします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）また同じようなことになりますけれども、他の非常勤特別職の報酬等とのバランス等もございますから、ほかのを上げずにこれだけというわけにはいかないと思います。行政改革の真ただ中でございますので、行政改革の方針が近々出ますので、その方針に沿った形で金額等も検討を加えるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）それじゃ、そういうことでお願いしておきます。何回言うても水かけ論になろうと思いますので、これ以上は言いません。

町長、2点目の理事の件ですが、これは内部のことだ、職務の一部の代理だと。でも、この前、いわゆる公示の内容では助役権能を持たすと。助役と読み替えると。こうなっておるわけですね。あなたはこの辺はうそを言われておるんですね。それで、あなたのうそをついでにもう一つ言いますと、これは古い分の議事録なんです。町の議事録。平成9年12月第8回議会、随分この年は議員も頑張ったものですが、この辺にこういうことを言われておるんです。簡単に読んでみますと、「次に、助役さんからの機構改革の件でございますが、この件につきましては先般の議会でいろいろ資料をもらって、私もいろんなものを見せてもらって、職務権限が参事に決裁権がない」と、こういうふうにあなたが言われておるんですね、ここで。それでどうなっておるんかというような質問をされておるんですね。参事に職務権限がないということはあなたはわかっておられるんです。もちろん理事も同じことです。これはどうなっておるんかという質問をされておるんです。にもかかわらず、ただいま言われたように、職の一部を言わせるんだと。決裁権もない職務に、地方自治法162条でだめだという。そして、さきの議会、その課長、部長、人格高潔にして識見豊かな人と、こう言うておるわけだよね。この食い違いができるのなら、理事、結構ですよ、あなたは。どのように識見豊かで人格高潔なのか、この辺のまず答弁からお願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）まず、人格、識見の件でございますが、町長から提案説明をさせていただきましたように、恐らく今の理事は過去いろんな部署、相当な部署を回っております。それから、議会でのことにつきましては議員さんもお理解いただけるんじゃないかと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、町長、物事には一貫性がないといかんと思うんです。あなたがこういう権能がないと、こう言われておるんですね。にもかかわらず、あなたが、立場が違うかわかりませんが、物事は一緒であると思うんです。いわゆる執行者、こっちは、その執行に対して真っ当なことをやっておられるか、いわゆる監督機関。あなたが一昨年12月の議会で初めて町長に就任されたときに言われておるんです。議会の皆さんと相談しながら車の両輪としてやっていきたい、こう言われておるんですね。どこかの桜吹雪の話じゃないが、覚えがないとは言わさんぞと。言わないと思いますが。ところが、実際にやっておられることは、その助役問題にしろ、教育長問題にしろ、監査委員の問題にしろ、何ら議員に相談なくワンサイド、私が言う私物化されたままいろいろやられておるわけですね。今、再度、部長が要らんことを言おうとしたけれども、そんなことはどうでもええ。理事もやりにくいからということで、恥ずかしいのかどうか知らんが、入り口につい立てを立てて隠れて仕事をせにゃならんようなことで。言われておる町長、あなたはどのように考えておるわけですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）平成9年の理事の問題、私はその当時の瀬尾理事さんのことについて一般質問したという経験もありますが、一貫して、町の行財政改革を含めて、議会と執行部が両輪であるということは、これは基本的なものでございまして、それぞれの立場としまして皆さんに相談をしながらやっておるといのは一つも変わっていないと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）一つも変わっていないと言われながら、今先ほど言いましたね、後ほどまた一般会計でも言わにゃならんかもわからんが、バスの審査の件にしても全然ない。今言いました監査役、教育長の件、ワンサイドじゃないですか。教育長は若干私は相談を受けました。これはご存じのように不信任案が出ておりますね。人事権に干渉したと、こういうことで。それからもう一つ、こういうことを言われておるんですね。これは平成12年6月議会、6月7日、8日、第3回でやられておるわけです。飛ばしながら要約して読みますので、あなたのそのままじゃないですが、あなたが言われたものを途中飛ばしながらポイントだけ読んでいきます。参事制度のメリット、デメリットは何であったかということで質問しているんです。こういうことなんです。「以前にも、学校長がやめたら図書館長にするとか公民館の館長にするとかという人事をやっておられた。いつの間にかそういう制度になって」云々で飛ばしまして「天下りというか、退職勧奨

制度、例えば58歳ぐらいで早くたたかれて、開発公社とか公団とかの理事とかということが行われる。大体天下り、人事」何とかということで飛ばしますが、「皆さんに公平に天下り人事ができるのなら、私は文句の言いようがない。一部の人だけでそういうことがあるのでしたら問題じゃないか」と、このようにあなたが言われておるんです。だから、今回の理事も、やめられたという経緯の説明は前回受けましたけれども、議会がだめな人物だとはっきり言うておるわけですね。それを一方では、何か知らんけれども、特別採用か、公民館等云々で全く天下りの何かのこと。あなたがだめだと言うておられながら、やっておる。これも先ほど来言うておるが、あなたの言われておることとやっておられることとが違うんです。地方自治法170何条、それはあくまでも決裁権のことを言うておられるので、本町にも決裁規程で、町長不在の場合は助役がやります、助役が不在なら総務部長がやります、総務部長がやらんならほかの部長がやります、ほかの部長がどうこうなら古い部長が先にやりますというて決裁規程に書いておるじゃないですか。それでだめなら係長がやると、順番に全部書いて、係長は何をするんですよ、主任は何をすると、全部書いておるんですね。これにも反しておるんです、あなたの言われておることは。ここらの違いをどのように説明されるか、聞いておきます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）当時、学校長が退職されたら公民館長とか、そういう天下りといいますか、言い方が悪いかもしれませんが、そういうシステムを一応前からつくっておられた。そういうことを含めて今回、海田町なんかは市とか県と違ってそういう第2の就職ポストが限られたところしかないんです。そういうことに対して、そういう不公平があったらいけんからということで、私は一貫してそういうことは徹底してなくそうということにしております。今現在、理事の問題も含めて、私の町長の執行権の裁量の中でこういうことをやらせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）その執行権の裁量の中だから私物化されておるんじゃないですか。当時はこれはいけないよとあなたが言うておられて、町長になったら、執行権の中なんです。だから、一貫性がない、このように言うておるんです。都合のいいように解釈されておる。だから、職の設置に関するこれについても、特別職を採用するには当たらないと言うておるんです。だから、先ほど答弁にもありましたように、特別に必要な仕事、作業をされる能力のある人なら、それを例えば私が言いましたように定員枠を超えてで

も、その必要なときに採用すべきであると。特別職を採用するには当たらないと言うておるんです、この第5条について。どう思いますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それぞれ個人的にも判断の材料があると思いますが、私はそれに十分できるというふうに判断をしてお願いしておるわけです。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）全く自分の都合のいいようにやっておられるので、ここで、これまた先ほどの教育長じゃないけれども、何ぼやっても水かけ論みたいなことになってね。私の権限のうちじゃ、人事権を持っておるんだと。そうなのかもわからんけれども、やっぱそこにおのずからルールというものがあるんだから。野球でも何でもルールがあって、あのわけのわからんなぐり合いっこみたいな、プロレスかボクシングかけんかかわからんようなものでも、それなりにルールがあるはずなんです。だから、物事にはすべてルールがあると思うんです。ですから、先ほども言いましたように、もしそういうことが勝手にできて、特別職が勝手に雇えるのなら、この職の設置に関する規定の5条、これの改正をはっきり言われなかった。全部地方自治法170何条の関係だ、範囲だ、こう言われておるんです。どうなんですか、これを改正する考えは。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）海田町職員の職の設置に関する規則の解釈でございますが、まず、この規則の第2条の定義におきまして、あくまでも事務組織規則に基づく組織の中において、いわゆる本庁、それから出先機関に置く職を定めたものでございます。これにつきましては、事務吏員及び技術吏員を充てること、それからその他の職員の職を定めております。この事務吏員、技術吏員、その他の職員につきましては、地方自治法によりまして任用であるとか勤務時間、それから服務、その他身分取り扱いについては地方公務員法を適用するということになっておりますので、この規則についてはすべて一般職を対象としたものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何をわからんことを言うておる。第5条を変える考えはないかということ聞いておるのに、何を聞いておるんだ。ちゃんと聞きなさいや。くだらんことを言う。2条がどうじゃと、そんなことは嫌というほどわかって聞いておるんだ。どこに耳を持って聞いておるんだ。ちゃんと答弁せい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）変える考えはございません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ということは、あくまでも行政は私物化してそのままいこう、こういうことで解釈してよろしいか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私は一貫して、私物化した気持ちは全然ありません。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）また機会があったらやりますが、こういうやっぱり一考を要する問題じゃないかと思いますので、課題だけを投げかけておきます。

次に、水道問題。8月10日ぐらいから長きにわたって、私の知る範囲では約5日間ぐらい、南堀川の方と言うたらまたエリアを妨害する気はないけれども、赤水が出た。朝、夕方、相当の時間を出さないときれいな水にならなかった、こういう事例もあります。それから、これは定かではないんですが、国信の浄水場で水道管か何かが破裂して国信地区がしばらく断水になった、こういうことの話をお聞きしておるんですが、先ほどの町長の答弁で、今ある施設をそのまま使っていくんだと、こういうことなんですね。既にだめになっておる。ご存じのように、国信の浄水場に至っては各所で石灰が増えている。あれは水漏れの証拠なんですね。黒い筋を引いて、いわゆる鍾乳洞が増えておるんですよ。あれが水漏れの証拠なんです。だから、長くはもたないと思うんです。それで、先ほども言いましたが、蟹原の方でいろんなテロ云々の問題があります。それで、フェンスをやらんかと言うたら、下の方でまねごとみたいなものを。あの程度のフェンスなら、小学校の3年生でも、ボールでも投げたら十分あのフェンスは超えます。そして、このたびの水害でも、宮崎だったかな、どこかの浄水場が水につかったということで断水を余儀なくされた。こういう事例も、これは昨日おとといの話だから、ご存じだろうと思います。ですから、そういうことも考えて緊急に、何とか現施設が使えるというのなら、国信はそのまま運用する。幾らか安全です。蟹原をやっぱり何か密閉式の浄水にして、そういう緊急時、事が起きてからでは遅いんだ。こういうのは私が言うよりも皆さんの方がよくご存じだろうと思うんです。ですから、まず、これをどうかする考えはないかどうか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）赤水が発生させたことにつきましては、皆さんにご心配をおかけいたしました。今、全面的に復旧をしておりますので、ご安心いただきたいと思います。まず、原因からいきますと、まず、最近、赤水が発生していなかったということで、洗管作業をしていなかったというのがあります。それともう一つには、夏場に向かったので、国信浄水場系と蟹原浄水場系の配水量を変えてみたというのもあります。それともう一つには、やはり蟹原浄水場のろ過池の能力が少し低下しているというのも一つの原因であろうというふうに思っております。今現在、蟹原の浄水のろ過池についてはかき取り作業を行っております。このかき取り作業も年々間隔を短くしなきゃいけないという状態にもなっています。今年度はかき取り以外に、下の方まで砂を出してみても、下の状態がどうなっているのかということを今調査しております。その結果によっては、ろ過池自体を大幅に改修していかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。これを大幅に改修するということはどういうことかといいますと、今のろ過池をそのまま利用して、下から全部砂なり、れんがなりを入れかえるということです。これをするに当たっては、一遍にできませんので、やはり2年3年かかってくると思いますけれども、そういう対策も今考えております。それをするには費用がかなりかかってまいります。今の概算では1池やるのに約4,000万ぐらいかかるんじゃないかというふうに考えております。これが3池ございますので、すべてやろうとすれば1億2,000万円かかってくるということです。じゃ、この費用がすぐ料金に値上げにかかわるかといいますと、今、建設改良積立金が約2億円ございますので、これらを充てていけば多分大丈夫であろうというふうに考えております。

もう一つ、テロ対策としてろ過池に覆い等をかぶせたらどうかということでございましたけれども、実を言いますと、今年度、その設計の費用を組んでおりましたが、先ほども言いましたように、ふたを閉めてろ過池を直すわけにはいきませんので、もしろ過池が悪いとすれば、ろ過池の方の改良が先になりますので、これをあわせて考えていきたいというふうに思っておりますので、今現在、最終的な調整に入っておりますけれども、もしどうしても改修をしなきゃいけないという状態に至った場合にはまた皆様にご説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）昨日もありました、蟹原の石綿管、送水管だったかな、30メートルほどやらのやいかんと。これも予算化しておるということですから、問題はないと思います

が、今、部長が言われたように、調査の結果待ちと、こういうことになるんですね。そして、悪ければ1億2,000万ぐらいでできるんだけど、基金が2億ぐらいあるので、水道料金にははね返らない、こういうことですが、それは非常に町民としてもありがたいことです。ところが、先ほども言いました国信あるいは石原の貯水タンク、これも漏水したとか何とか、漏れておったとかという話も聞いておるんです。これは聞くところによると、当時、郡の時代のものであったと。だから、単純に計算しても60年前のもの、あるいは70年、もっとそれ以上前かも知れませんが、定かじゃないんですね。部長の方がご存じだろうと思います。これらの施設を含めて現行でそのままいけるのか、再度お尋ねします。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）いけるのかと言われますと、一生もつわけではございませんので、どの程度もつかということなんですけれども、施設を計算してくる場合にはやはり減価償却という話からスタートしなきゃいけないと思います。これらの施設の耐用年数が約40年から60年と言われておりますので、そこらあたりを目安に考えていかなければいけないと思います。そうしてくると、国信の浄水場につきましてはまだ少し年限がございすけれども、蟹原あるいは石原の配水池等につきましてはもう耐用年数を過ぎていると言わざるを得ません。ただし、最近、石原等につきましても調査をしましたけれども、まだ直ちにこれがだめになるという状態ではないので、そこらあたりもあわせて計画を立てていかないと、ここだけやって、ここだけ大丈夫だということはありませんので、もう1度すべての施設を精査して計画の見直しをせざるを得ない状況に今なっております。ただ、一番急ぐのはやはり浄水場からの配水の水をどうしていくかということですので、一番最初に急ぐということになれば、蟹原の浄水場あたりのろ過池の改修が必要になってくるのではないかというふうに思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）最後になりますけれども、国信も、私も個人的に見て、それほど耐用年数があるとは思わないんです。先ほど言いました漏水箇所がかなりあると思います。この漏水箇所について部長はどのように認識されておるかというのをまず1つ聞いておきたい。漏水箇所の認識ね。いや、漏れていないんだと、このようにおっしゃるのか。漏水箇所についてどのように認識されておるか。そうすると、こういうものは、ご存じのようにあれはコンクリでつくられておるので、漏水箇所があると中の鉄筋が水の中の酸

素と結合して、そこは鉄筋の腐食。鉄が腐れば当然膨張する。当然また膨張すればコンクリが割れて、また次にずっとそれが伝染していくということで、これもそう耐用年数的には長くない。だから、今の漏水の認識と耐用年数的にはどれぐらい考えておるか、この辺を聞いてみたい。一般的に、物をつくったらあしたから古くなるんですよ。車でも、新車を買うたときが一番いいので、あしたから乗れば、タイヤもちびるじゃろうし、どこかほかのところ、あるいはどこかでぶつけてくれば、がわも傷んでくる。決してよくなることはないんです、悪くなることがあっても。当然これには年次計画の予算といえますか、維持管理費が要るであろうと。そうすると、先ほどの1億2,000万かけると8,000万ほど残るけれども、そのもので値上げをせずに十分対応していけるのかどうか。3点ほどになりましたけれども、これを最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）国信の浄水場のタンク、これが漏水しておるかということなんですけれども、今の状態では漏水という状態ではございません。先ほども言いましたように、あくまでも施設につきましては施設のガイド指針等によりましての耐用年数でひとまずは判断せざるを得ないと思います。ただし、先ほど来から申し上げていとおりと、海田町のこれからの水道事業をどうしていくかという大きな問題がございますので、これらをすべて含めた計画を今から練り直しを迫られております。今現在の現況を申し上げますと、海田町が未来永劫続くのであれば、当然何十年先を見据えての計画をつくらなければいけないと思います。たちまち何かがあるということであれば、また現有施設等を維持管理しながらいかざるを得ない状態になるかもしれません。理想を言いましたら、当然すべての施設を年次計画によってやりかえるというのが一番理想だと思いますけれども、現況でそこまで踏み出せるかどうか、私も疑問ですし、そこまで計画が練り直されるかどうかというのも疑問だと思います。

次に、料金の問題なんですけれども、先ほどから申し上げておりますように、料金と施設整備計画というのは非常な関係がございます。この施設整備のお金が幾らかかるかによって当然料金の値上げ幅なり期間が決まってくると思いますので、そこらあたりをすべて精査しなければ料金問題は解決しないというふうに思います。今の状態で言いますと、先ほどから申し上げておりますように、建設改良積立金等、あるいは年間の剰余金が3,000幾らありますので、それらを使ってやれば、現有施設を改良しながら運営していくのであれば、今現在、直ちに値上げをしなければいけないという状況にはないとい

うことでございます。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。1番、久留島議員。

○1番（久留島）まず第1に、アスベストの健康被害についてでございますが、再三、今までの議員さんが質問されて、答えが出たようですから、再度の質問は省きます。ただ、この中で今まで出てこなかったものを聞いてみますが、アスベストの大気中の濃度、これが1分間で測定できる装置などが現在出ていると思うんですが、執行部の方から、検査をしたと言われるのが、目視で測定したと言われましたね。ただ、目視だったら、どのぐらいの基準値があるかわかりませんよね。それを、基準値がわかるような器具でも購入されて、それを各自治会に貸与されたら、割とスムーズに計測できるんじゃないかと思います。また、一般の家庭でございますが、これで発見された場合に撤去費用が、今まで下水道工事の宅内排水のように、制度融資を設けておられますね。そのようにしていただけるかどうか。また、被害者の労災認定が難しいと聞いておるんですが、町の方で福祉の支援が考えられるかどうか、お尋ねします。

第2点です。小・中学校の学力向上についてでございますが、平成19年度から全国学力テストが実施される方向であります。また、これは実施前の試行テストとして来年18年度から行う計画になっておりますが、文部科学省としましてはこのテストの結果を学校評価に活用して教育活動の改善に役立てたいと言っておりますが、この問題で学校差別とか過度の競争などの弊害を懸念する声もあります。しかし、海田の小学校、中学校を卒業して巣立っていく生徒たちがそれぞれよい人生を送れるように指導していただき、卒業してよかったと思うような学校に育てていただきたいと思っております。そのためには教育活動の改善策はどのように検討されているのか、お尋ねいたします。以上でございます。

○議長（原田）今のご質問の中で、第1質問の方は通告書の方に明細が入っていないので、再質問の形でお願いできればと思います。町長。

○町長（山岡）久留島議員の質問についてお答えをさせていただきますが、1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせていただきます。

さて、アスベストの件につきましては、昨日来ずっといろんな形で答弁をしておるわけですが、今、議長がご指示のように、再質問というような形で受けさせていただいて、ここだけ説明させていただきますが、アスベストのものに対して目視か器械かということなんですが、恐らく国・県を通じてそういうふうな器械とか何とかはまだ普及していないんじゃないかと思います。そこらを含めてまた国・県といろいろ、上部の行政団体から指示があれば、そういうことに対して指示どおりやっていきたいと思っております。また、そのことについての制度費用につきましても、改めて県の方からいろんな要請があったり指示があるというふうに考えておりますが、そのときにはすぐにその形をとらせていただきたいと思います。

それから、認定患者の問題なんですが、労働基準監督署というのがありまして、そういうところから判定とかいろんな、医者につきましても、労災の問題についてのいろんな形で取り組みをしてくれるというふうに期待をしております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学力向上についてということで、改善策等の取り組みについてお答えいたします。ご指摘のとおり、文部科学省では平成19年度、再来年から、これまでいろいろ物議がありました全国の学力テストを小学校6年と中学校3年生を対象にやりたいという意向のようで、まだ具体的には、公表の仕方であるとか、どういうふうな取り扱いにするとか、全国すべて強制でやるのかとか、まだまだ整理しなければならない問題を抱えておりますが、やりたいという意向は確かなようでございます。本県におきましては、県の小・中学校の児童・生徒の学力がどの程度基礎・基本について定着しているかということをおる程度目安にするために平成14年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に基礎・基本の定着状況の調査を実施してきているところでございます。本町の児童・生徒が県の中で大体どの程度の基礎・基本が定着しているのかということをおる相対的に知ろうとすれば、このデータしか現在のところはないというものでございます。毎年これらの結果は公表されておりますし、多分議員もご存じだろうと思うんですが、本町は大体平均前後を行ったり来たりしているというところでございます。毎年の結果をもとにその改善策をまとめて、これは書類にして毎年取り組んでいるところでございま

す。これ以上に何かほかの改善策というのは、今のところはありません。この基礎・基本の調査をもとに、現在はその都度改善策を立てて授業強化の指導に当たっているところでございます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）先ほど町長から測定の機器が見当たらないと言われたんですが、先日の経済新聞ですが、アスベストの検査が1分間で測定できるという器具を発売するというのが出ております。これは情報通信研究機構という会社と東洋大学とが共同で環境庁のプロジェクトとして開発しておられます。これは1機500万ですね。大気中のアスベストの濃度が大気汚染防止法の基準値1リットル当たり10本以下を満たしているかどうかを確認するのが1分間でできるということですね。ただ、装置の重さが約10キロあるので、ちょっと持ち運びが重いかと思いますが、価格は500万であります。精度はどんな器械か知りませんが、一応念のために、ここに書いてありますので、言っておきます。こういう器械を、県の方がどう言うかはわかりませんが、いいものなら、環境庁のプロジェクトとして開発しているものだから、使ったらどうかと思います。

それから、今の学力向上についてでございますが、大した施策はないというふうに教育長の話を受け取ったんですが、海田町にも2校ほど高等学校がありますよね。この2校の高等学校の海田中学からの進学数はどのくらいか、教えていただきたいんですが。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）現在ここの手元にありません。向こうへ帰ったらありますので、後ほど発表させていただきます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）以前、うちの議会事務局の濱吉主幹から教育委員会の方に私が教えてくださいと言ったんですよね。そうしたら、担当がいらないからわかりませんと言われまして、いまだにまだ返事が返ってこないんです。それで、私が調べてきました。国際学院高校の方が466名中、海田中学が13名、西中が13名入学しておられます。海田高校の方が310名のうちで海田中学が28名、西中が12名。これは前年度に比べて全部落ちているんです。国際学院高校にしましては、前年度37名、今年度13名というふうにダウンしております。海田高校の場合は33名から28名にダウンしております。これは一概には言えんですが、これ以上のレベルの学校へたくさん行かれたと言われればそれまでなんですが、そういうふうなことは考えられにくいので、どうしてこのように、入学試験

だけで成績を判断するわけにはいかなのですが、下がるということは余り芳しくないと思うんです。立派な学校が海田町内に2校あるんですから、通学のロスも考えてみたら、親としては、どちらかといえば、地元の方に行った方が経済的にも助かりますよね。そのような教育方針はどのようなお考えでやっておられるのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）近いからどうというのはちょっと意味がわからないんですけども。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）近いからというんじゃなくて、近くだったら通学のロスもないし、経済的にも助かるんじゃないかと思うんです。学校としてもそう恥ずかしくない学校だと思うんです。だから、遠くの方へ行くよりも地元の学校へ。成績がどうこうというんじゃないんですが、入学の人数が下がっておるから、成績が下がったんじゃないかと錯覚したんですが、その点はいかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）わかりました。高校が近いという意味ですね。地元の近いところへ。学校選択は、憲法でも学校選択の自由というのがございまして、選択されるのは各児童・生徒、それから保護者の皆さんの生徒の学力に応じて選択していただきたい。ただ、進学率が上がる、下がるというのは微妙なところがございまして、じゃ、いわゆる進学校と言われている崇徳であるとか学院であるとか修道なんかへ通ったところがいいのか悪いのか、公立を選択するのがいいのか悪いのかというのは、これはそれぞれ皆さんの判断が分かれるところでございますので、教育委員会が、進学校へたくさん行くからいいとか悪いとかはちょっとコメントはしにくいところでございます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）私は学校がどうのこうのと言うんじゃなくて、ただ、一般的に考えて、町内にあるのに遠くの方まで通ったら、親にも負担がかかるし、通学のロスもあるからと思って聞いてみたんですが、これから文部科学省が学校評価をする、それから、学力の向上を言ってきているから、そのように入学数がダウンしておる数字を見まして、数字が上がっていくような方向にできないものかと思って伺ったんです。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育委員会が常日ごろから校長を通して指導しておることは2本立てでございまして、1つは生徒指導でございます。細かいことは除きますけれども、生徒指

導、もう一つは基礎学力の向上、この2本立てでございます。あと、これをどう変化させてどう熟成して上げていくかはそれぞれの生徒の努力によって決まっていくということございまして、本町がこの近辺に比べて、中学校にしろ、小学校にしろ、劣っているという認識には我々は思っておりません。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）劣っておるとか、まさっておるとかじゃなくて、やはり向上させてほしいんですよ、学力の向上を。そのように、データから見たら下がっておるように思ったので、それを学力向上していただくのにどのような施策を考えておられるかというて聞いたんです。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）議員と同様に、だれもが向上してほしいというのは当然思っておるわけでございます。特別にそのために学習上の何かをやるというのは、先ほど申しましたが、毎年、授業の改善計画等を立てて現在やっておりますので、それ以上に何かほかに特別な手だてがあれば別ですけれども、毎年、細部にわたっての計画を立てて、数値目標を立てて、その評価を毎年しながら現場でも頑張っております。向上してほしいというのは当然の我々の気持ちでもございます。来年度はまだ予算編成が終わっていませんので、来年度のことは申せませんが、来年度からは小学校もいろいろな、小学校のときからやらんとだめですから、小学校も中学へ向けての学力向上の施策を打ち出したいと思っております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）小学校のときから計画を立てると言われたんですから、小・中一貫教育のような格好で連携を図ってやられますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）言葉では小・中一貫というのはあるんですけれども、我々が思っておりますのは、小・中一貫というのは、小学校と中学校のカリキュラムが一貫したものでないと、これは小・中一貫とは言えない。小・中連携とか、ちまたで言われているような小・中一貫、連携とかというのは本町でも決して怠っているわけではなく、よそよりはまだむしろ進んでいる方でございます。ただ、実際の我々が思います小・中一貫をやろうとすると、9年間のカリキュラムを立てて、例えば4・3・2でいくとしたら、5年生から授業の選科を立てていくような、そういう意味での小・中一貫でございます。今よ

そでやっておられるような、小・中一貫を標榜しておりますけれども、我々から見れば、それは小・中連携であるということで、小・中連携の方は十分本町でも、むしろ先進の方でございます。いろんな意味で小学校から中学校まで連担した、学力を含めて、生徒指導の方も落ちついた学校として、将来へ向かって立派な人間になるような教育を心がけてまいりたいと思っております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）教育長の方針がよくわかりました。それでは、18年度を期待しておりますので、これで質問を終わります。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）それでは、今年度の入学者数でございますけれども、海田中学校は100……。失礼しました。これは別件の資料になりますので、また後ほど提供させていただきますので。失礼しました。

○議長（原田）次に参ります。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺です。3点について通告しておりますが、3点目のアスベスト問題につきましては、昨日から他の議員の方への答弁、また行政報告にも示されておりますので、取り下げさせていただきます。

1、財源確保に有料広告の導入を。地方分権の流れの中で自立を目指して各自治体は厳しい財政状況を改善しようと努力されております。本町では行政経営の発想の転換を図られ、本年度より町広報紙に有料広告の募集をされていますが、現状はどのようなになっていますか。

また、今後、以下の広報媒体についても積極的に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。1、ポスター、パンフレットなど町発行の刊行物、2、町民窓口の封筒、3、水道メーターの検針票などです。

2番目に、AED（自動体外式除細動器）の設置について。現在、心臓突然死は年間4万人とも言われています。この突然死の中で最も多いのが心室細動で、これが起きた心臓をもとに戻すには電気ショックを与えるしかありません。それを可能にするのがAEDです。AEDの使用は医療行為とされ、医師にしか認められていませんでしたが、処置が1分おくれるごとに生存率は10%ずつ下がる心室細動では、一刻も早い電気ショックが必要です。そのため、厚生労働省は昨年7月から、救命の場に突然居合わせた一般人の使用も認めました。AEDは音声ガイドに従って行う仕組みになっており、だれ

にでも使用可能であると言われております。今後、全国的にも公共施設や集客施設に設置されていくことが予想されますが、本町でも温水プールが整備されている福祉センターに設置してはと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に対して答弁をいたします。まず、有料広告の導入についての質問でございますが、「広報かいた」における広告掲載の現状につきましては、6月号から9月号までの4回の広報発行で12件の広告を掲載しております。内訳は、医療機関等が6件、企業・商店等が6件となっております。これに係る広報掲載料は合計で36万円でございますが、これから委託料を控除した実質的な町の収入は27万6,500円でございます。

今後についてでございますが、ご提案の町の刊行物や封筒等への広告掲載のほか、先進地ではホームページへのバナー広告の掲載、さらには公用車のホイールカバーに広告を掲載している事例等も見受けられますが、今後、広告の需要等を見きわめながら、広報紙以外のこれらの媒体についても積極的に検討し、できるものがあれば取り入れてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉センターのプールにAED（自動体外式除細動器）を設置してはどうかというご質問でございますが、プールでの事故は生命にかかわる危険性が高いものです。ご提案のように、現場での素早い処置が救命率の向上につながるため、福祉センターへの設置を含め、全庁的な問題として情報収集等に努めるとともに検討してまいりたいと思います。

○議長（原田）5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）再質問させていただきます。まず最初の有料広告の件でございますが、今後も積極的に取り組んでいただけるということなのですが、他の自治体では、これを実際にやっておられる自治体では企業からの広告をいただく担当の職員を置いて取り組まれているところはかなりありますので、本町においても今後この有料広告を進める上でやはりそうしたことも必要ではないかと考えております。その点についてまたひとつよろしくをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これらも含めて今から慎重に検討してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（原田） 5 番、渡辺議員。

○5 番（渡辺） 次の A E D の件でございますが、導入を前向きに考えていただくということなんですが、導入していただくに当たっては人命救助がやはり何よりも優先でございますので、関係機関の協力を得ながら職員の方を対象に講習会を開いて、使用の方法とかそういうことの事例に直面したときの扱う人の心構えといいますか、そういうことの修得をしていただく必要があると思いますけれども、この辺もどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田） 町長。

○町長（山岡） この件につきましても、先般も海田地区消防署の消防長にも、来られたときに、今回渡辺議員の方から質問が出ておるんですが、こういう問題について消防署の取り組みとか連携をさせていただきたいというふうに話をしております。

○議長（原田） 次に参ります。8 番、斎木議員。

○8 番（斎木） 時間ぎりぎりいっぱいになると思いますが、多項目にわたって、毎回同じこともあると思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 番は、範囲が非常に広いんですが、行政改革でございます。その前に行政改革で町長に一般論としてお願ひしたいんですが、3 つぐらい、名前や部は控えさせてもらいますが、町長さんにもっと、部長以下も勉強してくれにやいかんと、こういうこともお願ひしたことがあるんです。それから、ある事件があったんですよ。ということは、下水工事をやって、全然水が半分しか出んし、ふろのガスも出んし、4 日間苦しんだんです。これはしょうがない、具体的な例を挙げます。そして、土曜に施工者の方が昼から来て一生懸命やって夜 9 時ごろ帰ったんですが、電話で事務員に聞いてみますと、日曜は休んで月曜に役場職員と一緒に来ると。何を言っておるんだと私は言うた。当直の役場で名前を聞いて電話したんです。冗談言うなやと。水が出んようにしてから、4 日間もわしはふろへ入っておらんのかと言うて怒って、日曜に来てもらったんです。そういうふうに例を挙げりやまだありますけれども、職員教育と、町民に親切にしないやいけん、奉仕しないやいけんという気持ちが、町長さんは非常に熱心にやりよってじゃが、それが全部浸透していないと思うんです。勉強もせん、何もせん、地方公務員天国という形の中で勤務しておるということは残念で仕方がないということを行政改革の一環で申し上げたいと思う。夜に電話したんです。もう 1 カ所も電話したんです。今はおらんと。それじゃ、役場職員が翌日の月曜にどういふように報告しておるのか知らんが、一言も。

議員に対してそうだから、一般の方に対しては「何を言いやがるんなら」というぐらい、解釈を悪くさせてもらっても仕方がないんじゃないかねと思うんです。そこらを徹底した職員教育を町長さんをお願いしたいと思います。

次に、1項めで書いておりますが、私は、他の議員も質問されましたが、行政改革がおくれているのが、私の知る範囲では日本一遅いのではないかと。私も千葉へも先般視察も行きましたが、非常に親切丁寧に研究、研究、研究、調査、調査、調査されておるんだと思います。活性化委員も6人ほど増やしたと。5人ですか。じゃが、予算を議決してやる我々議員は、今、町長さんも車の両輪とか、議員さんも車の両輪じゃないじゃないかということですが、町長さんのお言葉にありますように、議会と執行部は車の両輪が町民に対しても一番いいわけです。前に私は、27から議員をしておりますが、町長さんもお存じの大下議員、長門議員、国光町長。事前に議長のところに行かれば全部否決ですよ。それだけの権限とあれを持っておられるから。私らはこの前のときに一般論で、議長が人事をと言うて、それは議長だけじゃ大事なことを。大事なことは一言耳に入れるぐらい議長に入れておいてもらえば、全く町長さん、車の両輪になるんじゃないかと、こういう気がします。循環バスの問題も同じことが言えるんです。我々議員には担当委員会とか全員協議会でひとつ議長さん集まってもらえませんか。委員で決まったものを議会が修正したり削ったり、感情を害していると思うんです。私は活性化委員会も同じだろうと思うんです。全然わからん。6回もやられた、7回もやられたと言うて。途中、中間報告で議長に言って、やはり我々議員の意見も聞いてもらわんと、賛成が不賛成になる。そうしたら、委員さんも感情問題になる。こういうことを私は非常に感じておるわけです。一つも車の両輪じゃない。こういうふうなことを行政改革の1つとして申し上げたいと思います。

私は管理職は残業手当は要らんと思いますが、夜昼徹してやっぱり幹部が行政改革の案を出してもらわにゃいけん。我々もあらゆる機会を通じて先進地の視察をして、日本一の行政改革案を出してもらわにゃいけん。私はよく一般の町民から聞くんです。合併されんと財政が早く行き詰まるんじゃないかと。私は調査不足、勉強不足ですから、佐中議員の言葉をいつも信じておるんですが、海田町ほど行政範囲が狭くて、工場もある、海もある、まちもある、農業地帯もある。私は、町長さん、あなたがおやりになって職員が頑張れば、10年でも15年でも、合併したいという、そういうことはありませんよ。私は永久にしとらないんじゃが、今の体制なら、町長さんがもう1期やられて7年です

か、6年半ですか、広島市の今の状況なら合併せざるを得んだらう。日本一の海田町ができるのに、全然その体制や努力が、土曜も日曜もおらん、5時過ぎになったらと。県庁は5時45分まで電話に出る。うちは5時15分ぐらいでしょう。それだけ体制を立て直してもらいたい。すばらしい海田町ですよ。やりようによったら日本一になれるんです。合併せんでもいいんですよ。町長さんも合併されたところへ行かれて聞いたでしょうが、ええことないでしょう、合併しても。そういう考え方を行政改革に取り入れてやってもらいたい、こういうようなことが言えるわけです。

そして、町長さんの行政改革の議員に対する方針の中に、矢野と船越町で30名もいらっしやるが、緊急動議でも書いてあるんです。私は行政改革の1つで、管理職は愛する海田町に転居して住んでいただいて海田町の本当の町民奉仕の行政ができるんじゃないか、このように考えておるんです。管理職の重要な立場がよそのまちに住んで、広島市なんかに住んで本当に海田町の実態が、24時間住んでこそ初めてわかって、いい町行政が執行できるんじゃないかというふうに考えておるんです。よそにめったにないですが、全部管理職は移ってもらうんだということも聞いております、全国の例が。そのような体制で、我々議員も奉仕しなきゃいけないが、あなた方も町の改革、町に奉仕してもらわなきゃいけない。だから、とやかく言われる。あれは矢野の方へ住んでおるけん合併したいんじゃないろうというようなことも言われておるんですよ、あの職員は。そんなことはないと思いますがね。そういうことも本当に町長さんも考えて、できる限り海田町へ転居してもらいたいという希望とお願いを申し上げておきます。

次に、あとは一問一答でやらせてもらいます。足が悪いけん長くは立てませんけれども。広島ガステクノの公害の施設でございますが、結論は私は反対です。先般も建設産業委員会が2時に集まってあのカキ殻を、埋立地と、道路に砂が盛りをしてあるところですね。景観がわやですよ。議員さんといろいろ言うんです。この海岸は鉄くずがいっぱい積んである。ここはガスの土地じゃろうか、どこの土地じゃろうかと言うて、西山議員さんに調べてやと、聞きましたが、カキ殻を埋めるときに、県の権限じゃというても、出先の海田町に、私は議員はまだ1期とあれじゃったが、相談がないということはないと思います。ただ1つ残されておる海田湾ですよ。海田町民が船を着けたり釣りに行ったり、それが全然だめになっておるんです。そのカキ殻たるや、海田町や船越の業者じゃない。瀬戸内海全部があそこへ来るんです。海田町の将来というのは一体どうなるんですか。景観がたった1つしかない。海田町だけです、港がないのは。町長は必死

になってあれを、我々も県へついていきますよ。絶対に同意なしでやっておらんと思うんですが、同意なしじゃったらもってのほかですよ。出先の同意が要るんですよ。そして、ここをガス会社に払い下げて金を出せば、突堤が300坪ぐらいですか。建設委員の皆さんも、ここはどこかいのと。鉄くずが景観をわやにしておるんです。あそこを分けてもらって、海田港がこれはカキ殻をそのままでも狭くしてもらえばできますよ。あの砂で金を何ぼもらうんか知らんが、本当に海、川の突堤が、反対側がカキ殻業者みたいに全部。片一方は上からきれいにすれば、狭い海田町の景観も、自然に明神さんのお宮も修復できるんじゃないかと。これが海田町の行政じゃろうかと。私は我々議員にも責任があると思います。町民の一部、皆さん方も責任がありますよ。そこらの景観を、皆さん、町長さん、あんたが真剣じゃないから、こういうことが起きておるんじゃないんかと思う。鉢巻きを締めて県へ行きゃええんですよ。仕方ないなら、ガス会社に分けてくれと。県が斡旋せいと。そして、海田港に1つつくれと。ありますよ、あそこへ払い下げれば、300坪。それを初めて建設産業委員会の視察でわかりましたので、あそこへ公害を持ってくるのなら、それだけのことをガス会社に要求して、どうしてもあそこがやらないやいけん、法的にやらないやいけん、県もどうじゃと、我々も調査してやるのなら仕方がないですが、何らかの形で代償とか代替をもらわなきゃ私は反対でございますから、明解なる町長さんのご答弁をお願いしたいと思います。どこも嫌うところです。だれも嫌うところです。中も一応見ましたが、委員で行って見せてもらいましたが、もっと親切丁寧にテクノ会社もやっぱり説明してくれなきゃいけないと。10何項目、皆さん議員が全体説明のときに書いたものを持っておりますが、その点についても2番目の、あそこへ来るのが景観が本当に損なわれておる。海田町の一番いい景観をよくするところじゃないですか。一番じゃないですか。いろいろ西も東もよくなっておりますが。西がちょっとおくれておりますが。その点についてお願いします。

順序不同ですが、立派な皆さん方ですが、議論ですが、再度質問する。助役さんは全国へ公募すれば1,000人は集まると思います。町長さんがその中でどこを選ぶかということが迷われるぐらい。面接に時間がないから。1,000人は来ますよ。例えば四国の四万十市、中村市は公募されたんです、全国から。東京から採用しましたが。107人のうちにカナダ人とアメリカ人が2人おって、皆日本の大学を出ておる。その中から1人採用された。回答は最後の10人だけ。あとは皆、専務らが面接した。そういうふうに、皆さんも助役は職員のあこがれの的だと思いますよ。しかし、皆さんでもいいんじやが、勉強不

足。1人が日曜でも土曜でも勉強して、町長さん、わしにマツダへ行かせてくれ、1月ほどとか。そういうふうに勉強されれば何もそういうことは言いませんが、すばらしい町長さんの右腕として海田町の改革ができる。また、皆さん方も刺激が起きると思うんです。そういうことを私はいつも唱えておるんです。そして、合併はしなくてもいいですから、日本一すばらしい海田町をつくってもらって、お願いしたい。

それから、町長さんをお願いするんですが、定年退職間近の職員の方、これは特別職に任用しちゃいけませんよ。私はびっくりして西田議員さんに「いいことを質問したね。これを最後は了解されたよね」と言うたら、「了解しとりゃせんよ」と私は注意を受けたんですがね。行政改革の大綱も示さんときから、よそは、今まで私が説明を聞いておるのは、公務員法で、言葉が適切じゃないかもわからんが、首切りとか退職は命じられんから、順次定年退職者で、それでちょうど10年間やったら何ぼになるというて聞いたので、それは仕方がないわと思ったんですが、4月に毎年若い人を、新卒を、3月末ですか、2月末ですか、それを2人から3人採用されたというならええが、5人退職したから3人補充するということは、なぜ、「殿、ご乱心か」と言わにやいけん。自分たちを守ろうと思うておるけん、はい、はいと言うておるんかしらんが、やはり町長さん、あなたの部下が「町長さん、それはちょっと待ってください」と。新卒で3月ならええが、今そういうふうに私は聞いておるんよ。自然退職で10年したら何ぼになるから、ええよになるんじゃと。5人退職で3人雇うたら、どうにもならんじゃないですか。今、一番悪口を言われておることは全部、職員の数を減らさにやいけん。玄関で石を投げりゃ、だれかに当たると。そして、桑原さんが、私もぼーっとしておるものですから、準職員、パート職員が何人おるか。何ぼ定数を減しても、パート職員で考えたら、これも審議の対象にさせていただいて、できるだけ最小限度にしなきゃいけない。こういうことの考え方を行政改革の一端で、助役の公募という議題の中で、私は間近な人、定年退職される人を特別採用されることはない。下にいっぱい優秀な人がおるんです。若手をどんどんどんどん上げていただかなきゃいけないんじゃないかということで、3問目の助役の公募についての考え方の一端を述べさせていただきました。

次に、4番目はJ Rの快速便について、各議員さんから毎回の議会でやられるんです。当然のことですが。私はいつぱしの海田町長さんが、たかがJ Rの執行役員ぐらい、支社長が行って、たまげて課長から全部あそこへ「さあ、いらっしゃいました」と言うて特別室へ入れて聞くのが支社長ですよ。私は前の支社長とやり合ったことがあるんです。

おまえは何を言っておるんかと。そういうことは、海田町が侮辱されたことになり、町長が侮辱されたことになるんよ。許しやしませんよ、私だったら。「出てこい」と言うてやるよ。「おまえら課長ぐらいに会えるか」というぐらいやって帰って。わしらの親分、3万の人口の最高の長じゃないですか。西日本の支社長じゃないんです。わしは数え80近いですが、それだけのまだ勇気と度胸を持っておるよ。そういうことで、町長さんに頑張ってもらわなきゃいけん。

エレベーターはしょうがないじゃないですか、5,000万ぐらいは。巡回バスで800万、1,000万で2回目をやるぐらいのことなら、どれだけ町長さんに万雷の拍手がありますよ。宗平さんの問題でも、あれは金を使うて、よう建てないというて聞いておるんです、私は又聞きで。町長さんがもっと、わしらが子どものときに三段道路が蟹原にあったんです。あれはへりの者が売らんよ、東京の銀座でも。町長さんがお百度を踏んでいけば何とかなるんよ、玄関に土下座して。JRに土下座せいと言うんじゃないですよ。海田町の道路の問題でも、町長さんのやる気、それを支えておる部長、幹部、これにも問題があると私は思うんです。世の中でできんことは絶対にない。盗人をせい、人を殺せと言うんじゃないんですから。町長さんがその気になって、議員がそれを応援してやれば、できんことはないと思う。万雷の拍手が町長さんに対してある。わしらは売店やあそこへはよう行かんのです、足が悪いから。松葉づえで手すりを持ってしかよう行かんのです。一回も行ったことがない。庁舎の問題も同じです。そういう点が4番のエレベーター設置は、何をしたとしても、JRができにや海田町でやってみなさいやということ。

次は、駅の駐輪場の問題で、佐中議員さん、署名が回ってきたが、わしは署名するよ、刑事告発というたら。今日、議会でおっしゃったように。わしは堂々と署名するんじやがなと言うた。そういうふうに、やはりあの駐輪場は町長さんが1週間に1遍来てくれにや警察に電話するぞというぐらい言ってみなさいや、解決がつくけん。家を建てて使うておるんで、貯金がないけん分割にしてくれとか、何とか言うてよ。あなたが一番まちの親分だから、あなたが1週間に1遍ずっと100日通うてみなさいよ。拌み上げるけん。そのぐらいの勇気で、私たちの尊敬する町長さんじゃから、頑張っていたきたいと思います。刑事事件で告発するぐらいの気持ちは、町長さんとしてはできんが、まちの有志がだれかやってくれて連盟でやれば、問題は解決する。侮辱罪で反対にやられるかもわからんが、ええじゃないですか、それは。みんながカンパして弁護士を雇えばいいん

ですから。

次に、6番は、観光協会の設置をよく上げておるんです。千葉さんの家もある、ふるさと館もある、古墳がたくさんある。やっぱり観光協会の設置について、もし有志が設置したら、わずかながらでも、どこでも観光協会には町や市が助成金を出しておるんです。その助成金を出していただけるか。串山城でライトアップをやってみなさいや。はえある海田町になります。そういう点もあります。ここへ書いておりますが、山あり、谷あり、川あり、神社あり、仏閣あり、ふるさと館あり、海もあるんです。海田町ほど素晴らしいことはないですよ、瀬野川に比べても。その点も町長さんのお力でやっていただきたい、ご指導いただきたい。もし仮にできたら、助成金をわずかでもいただきたい。

7番は、町長さんからありがたい言葉を聞いておるんです。何年か先に道路が完成したらそれに取り組んでみるということですから、これについては何遍も町長さんをお願いしておかにゃいけん。100遍ぐらいお願いしたら、ようやくやってもらえるかもわからんから、お願いにとどめて、答弁は要りません。前回に答弁をいただいておりますから。

それから、(仮称)東海田新駅ですが、これは町長さんに言って、何百万かかったのかわかりませんが、あの設計図をコピーしてもらいましたから、ようやくわしも新駅の建設、期成同盟会をやればやったるぞ、応援したるぞとおっしゃるから、これもありがたい言葉を前回の議会でいただいておりますので、大丈夫です。

9番は、わしも建設委員会で部長の答弁とか設計図を見ましたから、隔離病舎がのいていつやってくれるんかと言うたら、2,000万前後の金がないから、2年度になってやるという。何とか1年度で2,000万ぐらいの金はひねり出して、早くあそこを小公園とかにやってもらえればありがたいんですが、これは答弁をください。2年にわたってやると言われる。2年で、たった2,000万ぐらいの金じゃから、1年度にわたってあれを完成してもらいたいというのが9番でございます。よろしくお願いします。

それから、キャンプ場ですが、高野町も合併しましたが、佐中前委員長に連れられて高野町のキャンプ場を見に行ったんです。人口二千五、六百じゃないですか。素晴らしいキャンプ場ができておるんです。ついでに絲原の方へ連れていってもろうたが、やはり他の町でも、高野町でもああいうキャンプ場ができておるんですから。垣根を張って、イノシシが出んように。それから、年じゅうあそこを解放しておらんのです。あれだけ東の谷ほど立地もいいし、環境もいいところですから、今年いっぱいか来年には完成し

ていただけるんじゃないと思いますが、これもご答弁、いつごろ完成していただくのか、こういうこともお尋ねします。

それから、海田市駅前の区画整理でございますが、私も佐中さんの下で副委員長をやっておった。それで、あれはだめじゃ、だめじゃと言うて唱えて、町長さんもその気になられて、それじゃ、あれは引き上げようと、事務所も。この間、町田市の方へ視察に行きまして、5時以降は職員が徹底的に、怒られても何でもついていって、五、六カ所区画整理をやっておるんです、まちの中で。ああ、私たちの努力が足らなんだ、議員の応援もなかったと。町長さんもくたびれてあんなったんですが、私は、海田町の顔ですから、今当面はしょうがないが、将来は投げずに、やっぱりあそこは顔ですから、今の形態でいいですから、やっぱり法的にどうにもこうにもならんようにしてやっていく、そこらの考え方をお願いしたい。

次に、文化ホールと多目的ホールの建設ですが、これも箱物で金がない、維持経費が大変じゃないと思いますが、3万の人口を要する海田町が、3年計画でも何年計画でもいいから、やはり積立金をつくってもろうても、文化のシンボルとしての文化ホールはどうしてもやってもらわなきゃいけない。

それから、13番、他の議員さんも言われましたが、政治力でこれも、私は私のことから、1人がよっちこよっちこ松葉づえをしておりますが、身体障害者に対することは、私が東京駅へ行ってもどこへおりても、びしっと車いすを用意してくれるんです。じゃが、身体障害者もここへ上がるこの議会が、おとなしい身体障害者じゃけん黙っておるんじゃないが、普通じゃったらどなってきますよ。五、六百万でもつけてくれと言うて来るんですが、それがだめなら、政治的にJRや県と話をされて、先に金を借りてやっておくからということもあるんです、国道でも何でも。先に金をうちが調査して役場庁舎をどこかに移転か、合同庁舎が安く移れば、早くやってもらいませんか、私はこういうことは言いとうないんですよ。私が身体障害者で上がりにくいから、斎木がそう思うておるんじゃないが。こんな町はないですよ、傍聴ができませんよなところは。そういうところがあったら教えてください。3階でやるのに、身体障害者が議会の傍聴ができませんということがあったら教えてもらいたい。ないと私は思いますから。特に熊野町、坂町がすばらしいものを持っていると思う。あそこは当分合併しやしませんよ。海田町と一緒に。七、八年先だと思いますので、それについてのご答弁を新庁舎の件についてお願いいたします。

次に、14番としてふるさと館の改装という言葉を出しておりますが、私は町長さんが民間委託、アウトソーシングをおやりになると思ったが、何か正社員じゃない、パートにしておるのはますますつまらんです、あそこは。そこらは一部改造されて、郷里の海田町で生まれた人が来たらふるさと館を見せに行こうというようなものに、3年計画でもいいですから、やっていただいて、民間委託ということをどのように今後考えられるか。パートでお茶を濁されちゃいけないのですから、第14の問題もお願いしたいと思います。

15番です。以前私も、数字が違いますが、高齢者で80になったら10万ぐらいお祝い金を上げるとか、90歳になったら50万、100歳まではとてもできんと思いますが、100万ぐらい上げるように、お年寄りに対して、地域社会に長年貢献されたんだから、そういう感謝で町として敬意を払われたらどうじゃろうかと。これは庄原が実施しておるんです。そういうように、ないことはないんですが、その点についてお考えをお尋ねしたい。

最後に、町長さんの行政報告の中で、ああ、わしが唱えておることがとうとう要望があったなということが2ページにあるんです。各種団体の交流拠点の必要性ということの要望が出ておるんです。これが私が設計しておる自治会館です。自治会が高等小使じゃというて、自治会長になり手がいないんです。やっぱりこの位置づけをきちっとして、自治会長といえ、ああ、高等小使かと言う。地域の人が尊敬してできるだけ、年間3万円でもええ、何ぼでもええじゃないですか、上げて、きちっとした自治会連合会、自治会長が誇りを持てるように。私はこれ、交流拠点の必要性というて町長さんの方が書いてありますが、恐らく自治会館を建設するんじゃろうということで行政報告に重要性というのがから、これについてどのようにお考えかということをおひとつお願いしたいと思います。

最後の締めですが、いつも、自治会長はやめました、畝の河川敷へ福祉団体かどうか知らんが、土・日にあそこに骨とう品売り場があるんです。そのときに、日曜は地域の住民の散歩道、私は恐らく朝から1,000人はあそこを散歩しているように思うんです。あんなのは3カ月に1遍か半年に1回ぐらいにしてもらって。何ぼもらいよるんか知らん、5,000円か1万円もらいよるんか知らんが、福祉団体という名前でかたってやっておるんじゃろうが、もう少し地域のために回数を減らしてもらって、使用の制限をしていただければ幸いですから、町長さんに何回も質問でございしますが、ご答弁のほどをお願いしておきたいと思います。

そういうようなことで、答弁によってはいろいろ1対1でやるかもわからんが、よろしくお願ひしたいと思います。議長、これで終わります。

○議長（原田）今の16項目の通告があつて、7番目と8番目は答弁が要らないというふうに取り下げられたように思いますので。町長。

○町長（山岡）斎木議員の質問の12点目、14点目につきましては教育委員会から、それ以外は私の方から答弁をさせていただきます。

まず、行政改革についての質問でございますが、質問の1点目、2点目とも関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。本町の行政改革がおくれているのではないかという質問でございますが、ご承知のように、昨年9月から行政改革に取り組んでおり、平成17年度予算へも約2億6,000万円の効果額を反映させております。現在策定しております行政改革実施計画はあくまでも平成18年度予算からの反映を目指して取り組むものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。ただし、議員の皆様にご報告する時期につきましては、当初の予定より少しおくれております。また、その時期につきましては、西田議員のご質問に答弁したとおり、近々お示しする予定でございます。

海田湾のカキ殻の埋め立てについての件でございますが、私も何回かその場所へも以前から行っております。海田湾の公有水面の管理につきましては広島県で管理しており、カキ殻の海中の占用につきましても広島県が許可をしているものでございます。したがって、町には許可の権限がございませんが、広島ガスとも今回のテクノ問題を含めてまた協議の場を得たい、こういうように考えております。

再資源化設備の建設についてでございますが、計画されている設備は新しいごみ処理技術として紹介されている最新の設備と聞いています。本年1月に自動車リサイクル法がスタートしましたが、資源を取り除いたダストをなお資源化しようとするもので、循環型社会を実現するためにはぜひとも必要な施設と聞いております。しかしながら、廃棄物処理施設ということもあり、町への定期的な報告を求めたいと考えております。また、広島ガステクノ株式会社とも、昨日、住吉議員に答弁しましたように、公害防止のための協定を結ぶこととして慎重に取り組んでいきたい、こういうように考えております。

助役を全国から公募したらどうかということでございますが、全国的に見ますと、公募をした例はございましたが、いずれもうまく機能しなかったと理解しております。こ

これは、町の歴史や様子、住民の考えを知らない方ではなかなか皆さんの理解を得ることは難しいからであろうと推察しております。このようなことから、助役の公募については全く考えておりません。

J R 快速電車停車実現のための取り組みでございますが、昨年 8 月の署名提出後、国土交通省や広島県、さらに広島県選出国會議員等に対して陳情活動を行いました。しかし、今年春のダイヤ改正でも実現しなかったため、改めて J R 西日本の考え方を確認しようということで、2 月に広島支社の総務企画課長にお越しいただき、その必要性を強く訴えたところでございます。その後、4 月に起きた J R 福知山線の脱線事故などもあり、しばらく様子を見ておりましたが、6 月に人事異動で新しい支社長が就任されたという情報を得ましたので、J R 西日本広島支社に対し、私があいさつに伺いたい旨、申し入れたところ、事故の影響で社内整理がまだできていないという理由で、お会いしておりません。その後、8 月初めにも改めて申し入れましたが、現在まで実現しておりません。先般、10 日ぐらい前に中国支社長が県知事の方に面会に行ったということを新聞紙上で見ております。また、その後に J R 西日本が発表された今年秋のダイヤ改正でも快速電車の停車が盛り込まれていなかったことから、行政報告で申し上げましたとおり、8 月 19 日に発起人の方々とともに、早期実現を訴えるチラシを配布したところでございます。今後とも、快速電車の停車が実現するまで、J R 西日本に対し粘り強く働きかけてまいりたいと思っております。

エレベーターの設置については町がかなりの負担をしてでも設置するべきとの質問ですが、これまで佐中議員、西田議員に答弁したとおりでございます。一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

海田市駅の駐輪場についてのご質問でございますが、時効が迫っているのではないかとのことでございますが、今現在、自転車自治会は解散しておらず、その状況においては時効の成立はしないものと考えています。また、刑事告発しないのかとのことでございますが、前回の議会でもお答えしておりますように、現在、法手続きにゆだねているところでございますので、その推移を見守っているところでございます。先ほど昼前にも、この件につきましては宗平さんとの会談を持ったこととお知らせしております。

観光協会の設立でございますが、これまでもご答弁いたしましたとおり、観光協会は行政主導でつくるものではなく、民間で設立の方がよりきめ細かく、商工会等での活動をやっていただくのがまともな観光協会になるというふうな判断をしております。

それでは、農業公園の件につきましては飛ばさせていただいて、海田東駅の設置についても斎木議員のおっしゃるとおり飛ばさせていただきます。

三迫川下流の隔離病院跡地の道路建設の着工時期と完成年度につきましては、三迫川緑道整備事業として平成17年度から平成20年度までの4カ年で全延長360メートルを整備する予定にしています。今年度は、三迫橋から広島国際学院高等学校までの150メートル区間について11月ごろ着工する予定でございます。

キャンプ場の整備につきましては、今後は炊事棟や便所等の便益施設を整備していくことにいたしております。

海田市駅の区画整理につきましては、これまで桑原議員、三宅議員に答弁したとおりでございます。

次に、新庁舎建設についてのご質問でございますが、1点目の新庁舎のあり方につきましては、新庁舎の建設に当たりましては、現在の庁舎をそのまま移転するという発想ではなく、町民の皆様の要望に十分に応えられるよう庁舎機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の補償金による新庁舎の建設につきましては、連続立体交差事業に伴う移転時期が具体的に明らかになった段階で、役場庁舎が円滑に移転できるよう、起業者である広島県と公共補償基準に基づき十分に協議を行いながら新庁舎建設に取り組んでいきたいと考えております。

敬老祝い金につきましては、本町では高齢者に対し、その長寿を祝福して敬老の意を表するため、毎年、77歳の方に1万円、88歳の方に2万円、100歳以上の方には5万円を敬老祝い金として、9月の敬老月間に合わせてお配りしております。ご質問の趣旨は十分理解するものの、近隣市長と比較しても遜色ない額であり、引続き現在の内容をもって長寿をお祝いしたいと思っております。

自治会館の建設につきましては、これまでもご答弁申し上げてまいりましたが、自治会活動の拠点としての新たな自治会館を建設することは考えておりませんが、町の関係する各種団体の活動拠点として現有施設を有効活用することにより、今後のまちづくりを協働で推進する体制づくりについて検討してまいりたいと思います。

それでは、12点目、14点目につきましては教育委員会の方から答弁をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）文化ホールでございますが、誠に心苦しいんですが、毎たび、現在の本町の財政状況を考えますと、非常に厳しい状況であるということでございます。

ふるさと館の増築でございますが、今のところは増築をするということは考えておりません。アウトソーシングにつきましては、行政改革の方針に基づいて考えてまいります。また、現在の運営については町長から委任を受けて館の運営に当たっております。集客等については企画展示をあわせて、体験講座など、集客力の向上に努力をしておりますが、まだまだ工夫改善の余地はあると思っております。それから、今後も生涯学習につながる事業の計画について考えて運営をしてまいりたいと思っております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）再質問ですが、議長、教育委員会の方から質問をお許し願いたいと思います。教育長さん、ふるさと館についての考え方ですが、やはり3カ年計画で、ない財政、予算の中から、あのままでは、例えば大阪へ行った、東京へ行った孫が来た、連れていこうというても、ちょっと物足らんのです。かなりの増築とかその他を何カ年計画で、財政が厳しいからと。しかし、財政はあるよ。5人やめたら3人採用するんじゃないから。びっくりするようなことが起きておるんです。私は、定年退職でなるから、新しい人を2、3人は、3月末ですか、試験は2月末で入れていくということは理解するんですが、ないないと言うても、考え方を、教育長も町長部局へ突っ込んで。議会にも答弁の中でも答えてもろうてやっていかなきゃ、宝の持ちぐされ。パートじゃということじゃが、あなたが委託を受けてという、その点を質問してもろうて。3カ年計画で教育委員会とやる気があるかどうか、財政が厳しいんじゃないが、まずその点を。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）ご承知とは思いますが、ふるさと館、プラザも含めてですが、これは条例等を整備したものを町長から委任を受けて運営に当たっているわけでございます。教育委員会としては、教育施設としての位置づけで委任を受けて運営をしてくださいということですから、その範囲を出るわけにはまいりません。ですから、その範囲を出るとすると、例えばの話ですが、一回委任を解いて町のまちづくりの中で位置づけをもう1回変えて、それからアウトソーシングも含めて幅広い活用を図るというような施設にして、それから運営をしていくということになろうかと思います。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）何かわしがわからんような答弁。委任を受けてとか委任を解いてとかと言

うけれども、恥ずかしながら、そういうことは初めてわかったんじゃが、やっぱり何のことやらわからんので、議長、お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）教育委員会の仕事というのは、多分これはご存じとは思いますが、町長の仕事と同様、地方自治法の中でちゃんと具体的に載せてあります。ですから、これが教育委員会の仕事なんです。その中には今のふるさと館であるとかひまわりプラザであるとかというのは含まれておりません。入っているのは、図書館法に基づく図書館であるとか、公民館法に基づく公民館であるとか、そういう上位法があるものについては教育委員会の所管の仕事でございます。それ以外のものについては町の事業として、町の施設として建設して、それから、教育に深い関係があるから、じゃ、教育委員会の方に委任してこれの運営を図っていくというのが法の仕組みでございます。ですから、現在うちで言いますと、ふるさと館、ひまわりプラザ、クラブハウス、これは規則にありますから、ここらは町長から委任を受けて、その方針を条例の中でちゃんとしていただいて、そのとおりに我々の方は運営しているということでございます。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）委任を受けるなら委任の条項を変えてもらえばええ。簡単なことです。それなら、町執行部へ返上しんさいや。こんな委任状じゃ思い切ってできんと言やあええじゃないか。これはよく町長部局と、次回の何カ月後になるかわかりませんが、検討課題にしてください。私にはわからん。そうかいね、あれは委任条項じゃったんかいね。町長に返しんさいや。今ごろは教育委員会是这样いよる。学校教育だけにして、体育とかそういうものは町長部局へ返しなさいというのが今の会議で意見が出ておるんです、教育委員会制度の改革。古い教育制度ですからね。もっと研究してください。委員長さんはよく知っておりますよ。その点を町長さん、もうちょっと研究して。こんなんでやっちゃいけない言うて受けておるような気がするんです。そこらは戻してもらいんさいや、そういうことなら。そういうことで、この問題は研究課題として終わりたいと思います。

次に、財政課長さんにこの間、議員さんも質問されたが、飛び飛びで申し訳ないけれども、区画整理に11億か12億を10年間で投入されて、ああ、これはあきらめじゃと言うておるが、この11億の数字は間違いないと思うが、これは大変なことで、今当面、方針が決まったんじゃからええが、後からにっちもさっちもならんように、1つの目標とし

て、理想として、海田町の顔ですから、そこらの考え方を、町長さん。私も同意したんですから、そこらについて将来どうなっているんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日来から答弁しておりましたように、海田のまちの発展はＪＲ海田の駅前から始まったということは斎木議員も十分ご承知のとおりです。まちの顔としたら、やっぱり駅前をきれいにやってもらって、やはり海田はこうだというふうな形のものができないんじゃないけんというのが基本にあります。そのために、今までいろいろと南口の関係があったんですが、とにかく、やめたんじゃない。とにかくできるところからやらせていただいて、そしてまたいろいろ協力を得ながら、当初の目的に沿うようなまちづくりをやっていききたい、こういうふうと考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○８番（斎木）ようやく理解しました。そういう方針でお願いしたいと思います。

次に、再度ご質問いたすわけですが、わからんのじゃ。西田議員も質問されたんじゃが、５人やめて３人ということは、私は定年退職者でちょうどようになると１０年先を聞いておるんじゃが、途中そのように一般職を募集するということは、町長さんの方針としておかしいなと思うんじゃが、わしが誤解しておるのかどうか。ただ新卒を２人やったり若手を入れておかにゃ将来だめだということはわかるんじゃが、そこらを町長さんはいつごろ方向を変えたのか、わしの理解が悪かったのか。それとも、行政改革で町民も皆、職員を自然減でやらなきゃいけんけん、それをもう１度ご答弁願いたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この採用の問題につきましては、長期ビジョンに立って、５年なら５年計画をどのくらい推移するかというのは数字が出るわけなんです。そういうことを含めて、一遍にいなくなったから一遍に入れるということもできませんので、そういうことを含めて、先ほど昼前も答弁しましたように、今年も１４人ほどやめられたということもお話をしたんですが、それでも１名しか採用しなかった。来年度につきましては５名の欠員があるから３名ほどお願いするわけですから、その波は確かにあると思いますが、その他の件につきましてはパートとか嘱託とかそういう形でカバーをしながら、できるだけ人件費のかからんような方法をやっていききたい、こういうふうと考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○８番（斎木）関連するんですが、私も不勉強で申し訳ない質問ですが、桑原さんが議会

で言われたように、準職員、パートの職員さんは何人おられるのか。それは減員されておるのか。そこらの町長さんの考え方を。私は知らなかった。隠された準職員とかパート職員の方は、私は不勉強でわからななだんです。そこらの人数と、それらを将来どうされるのか、ひとつご答弁のほどをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）パートと嘱託の問題も含めて、例えば保育所の問題、これは法的に義務づけられて、何人に1人の先生がいるということが決まっておるわけです。そういう方にもひとつ今から行う指定管理者制度まではできるだけ我慢をしてもらって、パートとか嘱託で補っていくつもりでございます。そういうことから、そういう1つの法の制度で決まったものについてはどうしようもない制度があるんですが、それ以外のものについては、今まで何度か町の方で手伝っていただいたベテランの方を含めて最低賃金制度、町の予定賃金がありますね、それについて時間何ぼとかという形のものでカバーしていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）行政改革の中で関連するんですが、やはり外部委託、民間委託、それをどうせ発表があるんじゃないだろうが、今、保育所の名前が出たんですが、人員削減という行政改革の中でそういうような、例えば保育所は私は民間委託すべきじゃないと思うておるんですが、やっぱり公立でやっていきたいと思うんですが、そこらの各施設の民間委託というのはどのようにお考えになっておるんですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）近々全部お示ししてご説明する機会を得たいと思うんですが、今の素案の考え方の中では、ご指摘のような、先ほどのふるさと館等も含めた35の、指定管理者を検討する上での機能があるだろうということで、35を全部一応俎上に上げて、その上で検討の6つの視点をあらわして、6つの視点から検討を加えております。その中で、ご説明申し上げたと思うんですが、前回の大綱の説明のときにもそういうふうなご質問が出まして、現在の案では6つの視点から検討を加えた上で、8つの施設について次の計画期間内に指定管理者制度へ移行するという方針で進めていきたいという案をこしらえております。ですから、今の斎木議員のご説明にあった保育所についても、今、町長の方から説明がございましたけれども、現在の案はその計画期間内に2つの施設について指定管理者制度へ移行できるような体制で準備を進めていきたいとい

うふうな案に今なっております。

○議長（原田） 斎木議員。

○8番（斎木） 横へ飛ぶんですが、上下水の行政改革の民間委託の問題です。我々建設産業委員会も佐中委員長に連れられて三次へ行ったことがあるんです。私も後から行きましたが。三次がある程度の一部外部委託になっておるんです。新聞を見ると、日本の大手の商社が外部委託して変えますよということもあったんです。部長さん、そこらの方針は全然検討されておるかどうか、よろしくご答弁のほどを水道部長からお願いします。

○議長（原田） 上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博） 水道事業の外部委託ということになりますと、極端な話をしますと、全部、施設まで含めて、料金まで含めての外部委託ということも考えられます。一部の業務を外部委託するということも考えられます。海田町の水道事業につきまして、現在のところ黒字で推移をしておりますので、これは公的に我々公営企業として経営しても大丈夫だということになろうと思います。ただし、その中の一部について外部委託することについては、現在も各浄水場施設の夜間等々の管理については委託しております。ですけれども、今回のような赤水であるとか停電であるとかというような問題には直ちに対応できないという問題点も今回わかりましたので、そこらあたりを含めて、どのような委託の方法がいいか、あるいは直営でやった方がいいのか、今から先もう1度検討し直さにはいけないというふうに思っております。

○議長（原田） 斎木議員。

○8番（斎木） 議長、こらえてもらいたいんじやが、町長の答弁で結論が出ておらん点をお願いしたいんです。沖のカキ殻の問題について町長さんの明解な答弁がなかったんよ。あそこのカキ殻、県の許可権限があるが、出先ですから、海田町の同意が私は要するんです。港をつぶすんだから。それについて、亡くなられた加藤町長さん、今のあんたらの時代じゃないと思うが、引き継ぎとかそういう文書が残っておるのかどうかということが1つ。

2つ目は、建設委員会で視察するときに、ちょうどええ格好が300坪ぐらいあるんです。大きなくず鉄で死んでおるんです。あそこらをガス会社のものか、だったら町が払い下げて、せめて船が着けるような港のことについてのご答弁がなかったもので、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（原田） 理事。

○理事（山本）海田湾の埋め立てにつきましては、二、三十年前にこの話があったんですが、その当時、若干仕事として兼ね合いを持っておりましたので、その当時のいきさつを申し上げますと、実は、ご承知かと思うんですが、丸栄工業が海田の沖にあるんですけども、あそこに従来、打ったカキ殻が生で入ってきよりまして、ハエとか、あるいはにおいとかというようなことで大きな社会問題、公害問題になりました。そういった一連のいきさつの中で、海田漁協の方と県の指導に基づいて、カキ殻をまず海中堆積して、それについておる貝の柱、これを腐らせたもの、それを丸栄の工場に持ち込めば、ハエがたからんであろうと。公害防止になるだろうという話の中で、あの海中堆積の申請が海田漁協の方から出されたというものでございます。その当時、広島ガス等については当初、護岸の強度の問題もありまして、意見としては反対であったようなんですが、最終的には広島ガスさんも賛成、同意をされた。それから、町としましてもそうした丸栄の公害、これは周辺に非常な悪臭とハエをまき散らしておりましたので、まずそれを解決するというこの立場の中で、その海中堆積に対してその当時同意をしたといういきさつがあったということを若干私の記憶の中で持っております。その後、まず丸栄のそういったことの公害が解決された中で、今度は今の海中堆積の部分がクローズアップしてきておるという状況で、今後これをどういうふうにしていくかということが、そういった点も考えながら今後の対応策を考えていく必要があろうかというふうに思います。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）山本理事さん、文書があるのか、記憶だけでお答えされるのか、当時のことを思い出してそれを答えてもらいたい。これが1つ。

ついでに町長さん、300坪ぐらい、もう景観が悪い。くず鉄が重なっておるんよ。あそこをガス会社から無料でなしに譲ってもらえば、かなりあそこは格好がつくと思うんです、港が。

3つ目は、あのカキ殻が、恐らく当初は海田町、船越の業者もですが、瀬戸内海じゅうのカキ殻があそこへ来よるんよ。そこらを同意しちゃつまらんと思うが、当時は海田だけじゃったと私は聞いておるんですよ。瀬戸内海じゅうのをあそこへ持ってきておる。大きな船もやって。そこらを県と折衝して調査してもらいたい。その点についてご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のような場所につきましても、県とどこまでが我が町の管轄か、

そして、初めのその当時の契約がどういうふうになっておるのか知りませんが、県に改めてこのカキ殻の集積の問題についても調査をしてみたいと思います。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）先ほどの書類の問題ですけれども、そういった埋め立てのときの同意の書類は町の方を経由して、先ほど申しましたように、それに対しての意見、公害等を考え合わせて町としても同意をするということの書類は確かに出しております。ただ、その書類が永久保存では多分ないと思いますので、町の方に数十年前の書類は残っていないのではなかろうかと思うんですが、これにつきましては担当が当時は監理課だったんですけれども、監理あるいは建設の方でその書類を一度探してはみたいというふうに思います。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）最後ですが、町長さん、あなたも質問に対しての答えがないんじやが、やっぱり議会と執行部は車の両輪のごとくしなきゃいけないんですよ。しかし、今回の行政改革にしろ、巡回バスにしろ全然、議決する責任がある議会には、担当委員会がどこかわかりませんが、全員協議会もせずにはぱっぱぱっぱと委員が決めて我々に出されるということですが、私はこれは車の両輪じゃないんじゃないかと思いますが、その点について今後、多少担当委員会とか全員協議会で話を。決まったことを、委員会にやってぱっぱと我々が変わると向こうも感情問題になるんですが、そこらの点で、今後の運営ということは車の両輪をどのようにお考えになるか、答弁してもらいたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）巡回バスの問題につきましても、当初の予算から上げてそういう全員協議会でもお示ししておるとおりでございますし、今現在そういうふうな会も通じまして改めてまた皆さんにお示しするつもりでございます。また、行財政改革の問題も、大綱をつくったときにもお示しをしておるし、また、活性化委員会を含めていろんな協議したものを改めてお示ししていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）じゃ、最後の一環の1つですが、それは必要があればもう一遍予算計上されておりますが、2回目の試験運行か実験運行でしょう。テストでしょう。1回目で何とかならなんでもんじやろうかと。どうしてもやりたいと言うのなら、私は理由があれば反対はしませんが、1回目の試運転で大体、停留所を変えとかどうか言われます

けれども、やっぱり800万か1,000万、今回計上されておるんでしょう、買う金がない中で。私は2回も巡回臨時運行されるなりの理由をもうちょっと町長の答弁で説明方を議長、お願いします。

○議長（原田）斎木議員、今の質問は後に議案として出てくるときに質疑の中でやってください。一般質問には通告がありません。

○8番（斎木）わかりました。それじゃ、これで終わります。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は14時50分。

~~~~~○~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。個人の町民税の非課税の範囲の見直しや給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大などを柱とする地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、町税条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）それでは、第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。改正内容につきましては資料によりご説明いたしますので、資料3をお願いいたします。

まず、今回の改正の目的でございますけれども、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを趣旨とした地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第24条でございますが、個人の町民税の非課税の範囲につきまして、今後の少子・高齢化社会においては年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが必要であるとの観点から、現在均等割と所得割がともに非課税とされております65歳

以上の者で前年の合計所得が125万円以下の者につきましては、同じ所得の現役世代と比べて年齢だけを理由に税制上の優遇措置を図っているものであり、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、これを段階的に廃止することとし、平成18年度分は税額を3分の1に、平成19年度分は税額を3分の2に、平成20年度から全額課税するというものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。この廃止に伴いまして非課税限度額がどのようになるかということでございますけれども、まず上段で夫婦2人の場合でございますと、これまで年金収入245万円までが非課税でございましたが、年金収入225万円までが所得割非課税、年金収入202万8,000円までが均等割非課税となります。これによりまして町・県民税合わせて年間で4,000円から2万1,300円の負担増となってまいります。また、独身者の場合ですと、年金収入245万円までが非課税でございましたけれども、年金収入157万1,000円までが所得割非課税に、年金収入151万5,000円までが均等割非課税となります。これによりまして、町・県民税合わせまして年間で4,000円から3万8,400円の負担増となってまいります。これに伴います対象者は680人おられます。内訳は、均等割のみの課税となる方が266人、均等割、所得割が課税となる方が414人で、平成18年度に約290万円、平成19年度に約580万円、平成20年度以降約880万円の税収増となる見込みでございます。この改正規定は平成18年度以後の年度分の個人住民税の課税から適用するものでございます。

1ページにお戻りください。第36条の2でございますけれども、これは町民税の申告に係る規定でございまして、給与支払報告書提出対象者範囲の見直しを行うものでございます。これにつきましては、近年、パート、それから派遣労働者、契約社員等の、正規の雇用者でない者の増加に伴い、年の中途や短期間で退職した者については、本人の申告義務はあるものの、給与支払報告書の提出がないため、これらの者に係る所得の把握が困難な面があったことから、給与支払報告書の提出を義務づけることによって、所得の捕捉をより確実に行おうとするものでございます。これに合わせまして、第1項につきましては第24条第2項の均等割の非課税者を申告義務の免除者とするための字句の整理、第2項につきましては均等割のみの納税義務を負うことが明らかである納税者について簡易な申告書によることができるものとするための字句の整理、第7項及び第8項につきましては字句の整理を行うものでございます。この改正規定は平成18年度以後の年度分の個人住民税の課税から適用するものでございます。

次に、第54条でございますが、固定資産税の納税義務者等に係る規定でございまして、家屋の附帯設備のうちテナント等がその事業の用に供するために取付けたもので、かつ家屋と切り離すことができないことにより当該家屋の所有者が所有することとなった建築設備や内部仕上り材等の附帯設備については、当該テナントの事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該テナント等を所有者とみなし、また、当該附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産、つまり償却資産とみなして固定資産税を課税するという規定を新たに設けるものでございます。具体には、店舗の内装、電気設備、空調換気設備、あるいはシャッター設備等が該当してこようかと思っております。この改正規定につきましては、平成18年1月2日以後に取付けられた特定附帯設備に対して課税をいたします平成19年度分以後の固定資産税から適用するものでございます。なお、この規定につきましては、これまでもこれと同様の課税をいたしておりますので、現状の課税の状況と大幅に変わるということとはございません。

次に、附則第19条でございますが、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の住民税の課税の特例に係る規定でございまして、上場等の日において所有期間が3年を超える株式を、上場等の日以後1年以内に証券業者への委託等により譲渡した場合において、一定の要件のもとで譲渡所得等の金額を2分の1とする特例につきましては現在、上場株式等について優遇税率が適用されていることから、適用停止となっており、今回、廃止するものでございます。この改正規定は平成18年度以後の年度分の個人住民税の課税から適用するものでございます。

次に、附則第19条の2でございますが、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する規定を新たに設けるものでございまして、特定口座を開設する証券業者等に、開設される特定管理口座において上場株式等に該当しないこととなった日以後引続き保管の委託がされている株式につきましては、当該特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の一定の事実の発生により無価値化損失が生じた場合に、当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとするものでございます。この改正規定につきましては、平成17年4月1日以後に特定口座内、保管上場株式等につき、上場株式等に該当しないこととなった場合について適用するものでございます。

次に、附則第19条の3及び附則第19条の5につきましては、附則第19条の改正及び附則第19条の2の規定の新設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、附則第20条でございますが、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例に関する規定でございます、いわゆるエンゼル税制と言われているものでございまして、ベンチャー企業支援の観点から、特定中小会社が発行した株式について一定の要件のもとで、上場等の日の前日までに譲渡等による損失が生じた場合における繰越控除の特例や、3年を超えて所有している一定の場合における譲渡による譲渡所得等の金額をその2分の1に相当する金額とする特例が講じられておりますけれども、この適用期限を平成19年3月31日までに払い込みにより取得した特定中小会社の特定株式について適用するものでございます。

なお、この条例案の施行期日でございますが、平成18年1月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、海田町税条例の一部を改正する条例案について説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。全くけしからん内容なんですけれども、国でこういう措置をしておるわけで、非常に私は弱い者いじめのこうしたやり方だというように思います。特に目的の中で、経済社会の活性化を実現する、このようにして税制の構築をという形で改悪をしておるわけですが、年間125万の所得があり、それに課税をする。どうやって生活をすればいいのか。憲法で言う生存権を侵される、こうした内容であるというように思うんですが、法でこういうのが定められて今日こうして出てきておるわけで、今まで非課税世帯であったのが、これによって国保であるとか介護であるとかという、そういう保険料や保険税に対してどういう影響を与えるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）今回の改正によりまして当然国保税の方の課税にもはね返ってまいります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、そうなれば、どのぐらいの割というか、額で介護料金、いわゆる掛け金ですね、それと税金はどのようにはね返ってくるのか、お尋ねします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（貝原）国民健康保険税の場合、現在の世帯で試算しますと大体85名くらいに影響が出るものと考えられます。これは、現在軽減になっている世帯がほとんどなんで

すけれども、その軽減の判定が変更になり、例えば7割軽減の世帯が5割軽減、あるいは2割軽減といった形になる可能性が出てまいります。そういった可能性のある世帯は130世帯ぐらいに及ぶと思われます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）介護保険料への影響でございますが、昨日も岡田議員の一般質問の中でもご答弁申し上げましたように、現在、18年の4月から現在の第2段階の方の保険料を柔軟な対応ですということでも国も改正案を示されております。そうした中で、今回の税制改正に伴いますそういう柔軟な対応につきましても現在国が検討されておるということもございまして、詳細なシミュレーション等はやっておりませんが、いずれにしてもそうした影響の中で、全国的な介護保険制度の中でもそうした負担の軽減を図るための措置を国が今検討されておるということで、現在ではそういう状況を見守っておるような状況でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。今まで、非課税だから利用できるいろいろな制度があったんですけども、今度これで非課税でなくなると、そういう制度が利用できなくなるんですけども、そういうふうな制度の中の大きなものを幾つか教えてもらえますか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）恐らくそういう範囲になりますと福祉制度の関係になろうかと思えますけれども、私自身、福祉制度は余り理解しておりませんので、お答えしかねます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）当面私どもとしましては、介護保険料が影響があるというふうな形のものを認識しております。その他、各種福祉制度につきましても、まだ詳細については見ておりませんが、非課税世帯というのが条件がいろいろございますので、そうした中での影響力があるものと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）教育関係の就学援助金とかそういうものもすべて関係してくるんじゃないですか、非課税がなくなるということは。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）そのとおり、就園奨励費並びに就学援助に影響が出てくると思われます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（永海）今回の非課税は65歳以上の方ですから、そういった就園奨励費とか就学援助費には影響は出てまいりません。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（木原晴彦）健康増進の関係では、春と秋にやっております基本検針の受診料あたりが500円取っておりますけれども、これらの負担をいただくということになろうと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。反対討論から。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。第35号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について反対する討論を行います。国の増税策として、65歳以上の年金しか収入のない世帯に対して年所得125万円以下の非課税をなくし、新たに680人の高齢者に課税をするものです。今日の少ない収入に対して介護保険料、利用料の負担が課せられ、医療費も増大しております。今後、消費税の増税も選挙後に予想されている中、老後の見通しなど立ちようがありません。税金は本来、能力に応じて負担することは当然だと思います。しかし、今回の住民税の改定は負担能力を無視して国が推し進めている増税政策です。1年に所得が125万円以下で生活をしている人たちへの課税は、まじめに働いて高齢期を迎えた人たちから、憲法で保障されている健康で文化的な生活を送る権利を奪い取るものであります。国のこうした、町民の生活実態を考えないやり方は認めるわけにはいきません。この条例案が可決されれば、負担増は住民税ばかりでなく介護保険料や国民健康保険も連動して引き上げられ、非課税が条件で利用できる各種の制度の利用ができなくなります。町民生活を守るべき行政としてはそのような態度をとらないことを強く求めて、この条例制定案に反対をいたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第35号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第36号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山岡）第36号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。平成18年4月1日から指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続きに施設の管理の基準等を定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第36号議案の海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。恐れ入ります。資料番号4の新旧対照表をお願いいたします。今回の福祉センター条例の一部改正は、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が導入されました。この制度の導入により、福祉センターの管理運営を指定管理者制度に移行するため、指定管理者の指定手続き、管理の基準、業務の範囲などの条文を追加し、あわせて従来の条項の整理及び条文中などの用語の整理を行うものでございます。なお、説明につきましては、新たに条文として追加する内容を中心にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、今回の改正には「使用料」を「利用料金」などに改める内容が随所に出てまいります。どちらも公の施設の利用について利用者から徴収が認められており、その違いは、使用料は地方公共団体が徴収し、すべて地方公共団体の収入となることに對し、利用料金については指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となることに付随して、各条文中の「使用」を「利用」に、「町長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に、「使用場所」を「利用場所」に、「使用許可」を「利用許可」に、「センター」を「施設」などに改める文言の整理を行うものでございます。このため、各条文中及び別表について個々の内容等につきましての説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。まず、第4条の見出しを「所長等」

に改め、同条中「職員」を「者」に改めるもので、町職員と指定管理者の職員との混同を避けるため、語句の整理を行うものでございます。

第4条の次に第5条から第11条を追加するものでございます。まず、第5条は指定管理者による管理について、センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町が指定するものに指定管理者として行わせることができるとするものでございます。

次に、第6条は、指定管理者の指定の申請について、指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に、第1号として事業計画書、第2号は、前号に掲げるもののほか、規則で定める書面を添えて町長に申請しなければならないとするものでございます。

次に、新旧対照表の2ページにまたがっておりますが、第7条は指定管理者の指定について、まず第1項では、町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、センターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するという規定でございます。第1号は、事業計画書の内容が、センターを利用することができるものの平等な利用が図られるもの及びサービスの向上が図られるもの。第2号は、事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるもの並びに管理に係る経費の縮減が図られるもの。第3号は、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているもの。第4号は、地域の実情に適合した事業を行う能力を有していること。第5号は、前4号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。また第2項は、町長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。また、指定管理者の取り消し、または管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときも、同様とするものでございます。

次に、第8条は指定管理者が行う業務の範囲を定めるもので、第1号は、センターの事業の実施等に関する事、2号は、利用の許可及び入館の制限に関する事、対照表3ページの第3号は、施設の利用に係る料金、すなわち利用料金の収受に関する事、4号は、建物及び設備の維持管理に関する事、5号は、前4号に掲げるもののほか、センターの運営に関し、町長が必要と認める業務となっております。

また、第9条は、指定管理者が行う個人情報の取り扱いについての規定でございます。第1項は、指定管理者は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、第

2 項は、前項の業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないとするものでございます。

次に、第10条は休館日、第11条は開館時間等についての規定であります。まず、第10条では、センターは1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日を休館日とし、第2項では、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、町長の承認を得て、休館日を変更し、または臨時に休館することができるとするものです。

また、4ページにまたがります第11条の開館時間等ですが、具体的には、第1号は、月曜日から土曜日までは休日を除き9時から21時30分、ただし、健康増進プールは10時から21時までとし、2号で、日曜日及び休日は9時から17時30分、健康増進プールは10時から17時までとし、第2項では、前項第1号の規定にかかわらず、健康増進プールは、毎週水曜日は利用できないとするものでございます。これらは現在の運営状況と同じ形態でございます。

次に、新旧対照表7ページをお願いいたします。7ページからにあります第19条の利用料金の減免を加えるもので、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができるものを具体的に掲げたものでございます。第1号は、第12条第1項に規定する利用者の介助者で指定管理者が適当と認めるとき、具体的には身体等に障害のある方が利用される場合の介助者への対応でございます。第2号は、第12条第2項に規定する、町内に事業所等を有するボランティア団体等が、公益上の目的のためにセンターを利用するとき、3号は、その他町長が別に定める特別な理由があるときとするものでございます。

なお、下の段、新旧対照表の旧の第12条、使用料の減免については、新たに第19条の利用料金の減免規定を設けたことで、削除するものでございます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。新たに第21条の利用料金の収入として、利用者が第18条利用料金の規定により納付する利用料金は、指定管理者の収入とするものでございます。

最後に議案書の19ページをお願いいたします。附則でございます。まず、第1項の施行期日では、この条例は、平成18年4月1日から施行するものです。ただし、第4条の次に7条を加える改正規定のうち、第6条指定管理者の指定の申請及び第7条指定管理

者の指定に関する規定は、公布の日から施行するものでございます。また、第2項の経過措置では、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の海田町福祉センター設置及び管理条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っているものに係る使用料の納付等に関し必要な事項は、町長が定めるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）まず最初に、この議案の中で条文があっち行ったりこっち行ったりしておるんですね。何でこうなるのか。改正をするからというので、この36号議案そのものが非常に理解しにくいんですが、改定のためにこうなっておるのかどうか、まずそれをお尋ねします。

それから、これの目的ですね。指定管理者制度というのがあるわけですが、国の三位一体の中で官から民というかけ声で、公的事務事業を営利企業を含む民間に委託するための1つの制度でもあるわけです。住民サービスの向上を図るとしながらも、一方では管理運営あるいは経費の縮減として行政コストの切り下げを強く求めています。その結果、ここで町長にお尋ねするんですが、町民福祉の増進という公の施設が目的にふさわしい住民サービスの向上が困難になったり、あるいは業務に従事する労働者の労働条件が非常に切り下げられる、こういう懸念があるというように思うんですが、それがどうなのか、これが1点。

それからもう一つは、指定管理者制度の導入によって公の施設に対する自治体の責任、町の責任が非常に後退するのではないかというように思うんです。これについてどうなのか。

それから、3つ目には、サービス向上よりも管理や経理の節約や行政コストの削減に重点を置かれて、非常に住民サービスが低下することにつながるのではないか。この3つをまず町長にお伺いします。

あと、条例について、3回しか質問できませんから、一遍に言うておきますが、1つは第5条、出資や公募、選定は町民の福祉の増進を目的にされると思いますが、指定管理者の公募の対象、公募するのかどうかですね。あるいは、営利法人、いわゆる株式会社の扱いはどうなるのか。そうなれば、入札の扱いはどうなるのか。これを5条の関係でお尋ねします。

それから、6条の関係。もちろん町長や議員などの親族が経営する団体の申請は認めないと思いますが、選定する場合に、これまでの活動の実績や専門性、人材などの蓄積にやっぱり考慮してほしいというのがあるんです。

それから、7条の関係は、指定管理者制度の実施に当たり、公正で適切、平等の原則とサービス提供を通じて住民福祉の向上が図れるようにしてほしいと思うんですが、選定には町民参加の選定委員会を設置する必要があるのではないかというように思うんですが、その点はどうですか。

それから、8条、指定管理者は管理する施設に利用者の運営委員会を置く必要があると思うんです。苦情があっても、なかなかそれが反映されないというような面も出てくるので、指定管理者ですね、管理する施設に利用者運営委員会を置く必要があると思うんですが、その点はどうなのか。

最後に、トラブルが起きたら、この管理者制度は廃止するのかどうか。この制度そのものをもとに戻す、これが可能なのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）たくさんありますので、私の方で基本的なところをご説明させていただきます。ご承知のとおり、指定管理者制度につきましては平成15年9月の地方自治法の改正によって取り入れられたということです。自治法上は244条の2の改正によって新たに取り入れられました。それで、導入の経過を申し上げますと、今おっしゃったような骨組みがあるんですけれども、要はこれまで法の施設の管理の委託については公共団体ないしは公共的団体というふうなものに限られておった。それを、住民ニーズが多様化する中で、それともちろん効果的、効率的な対応をしていくという必要の中でこういう制度が取り入れられたという経過がございます。

自治体責任でございますが、これは自治体が設置者でございますので、当然その設置者としての責任はあるというふうに考えております。

それから、確かにコストの面もございますけれども、それは今、条例を説明しておりますように、いろいろな面で我々の方も、料金もそうでしょうし、指定管理者と、それから設置者である我々とが協議をしながら、住民サービスが低下しないような運営を図っていくという前提の中で、合理的な効果があって、効率的な住民サービスを実現するというふうな考え方でこういう制度を取り入れていく、これがやはり大前提であろうというふうに考えております。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）まず、入札についてのご質問でございますけれども、この指定管理者制度につきましては、地方自治法上はあくまでも原則公募という形をとっております。ですから、契約も協定というふうな形になります。

それから、6条関係でございますけれども、当然選定委員会につきましては本来なら設けるわけでございますけれども、今回は一応選定委員会は設けずに、審査による選考という形にしております。

それから、8条関係、指定管理者の廃止等につきましては、これは町は最終的に当然責任があるものですから、指定管理者制度移行につきましても、今後も管理、指導監督というふうな立場でありますので、もしサービスの低下あるいは悪評等がありましたら、指導はもちろんですけれども、当然年度の途中でも、契約、協定の解除というふうなこともあり得るものでございます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）最初に佐中議員さんが言われた今回のこの議案の内容でございますが、ご理解いただきたいのは、新たに5条から11条までを加えることに伴いまして、整理する方法としましては末尾の方から整理するというふうな、法制執務の原則的なものがございまして、一番最後の条文から徐々に整理させていただいたということで、大変見苦しい形になっておりますが、ご理解いただきたいと思います。

それと、指定管理者制度に移行しまして、利用者からのいろいろ苦情とか、そういう運営委員会の設置等でございますが、これは当然、現在の福祉センターで行っております機能を視点的には指定管理者にゆだねるわけでございますし、このことにつきまして仕様書の中に盛り込んだ形で提案したいというふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町長にお尋ねするんですが、こういう制度を導入して本当に目的、例えば福祉センターなら福祉センターの当初の目的を、本来の業務に維持しながらさらに向上させる、いわゆる住民サービスが低下しないような、そういう前提のもとで指定管理者制度、もちろんそううたってあるから、そうなんだと思うけれども、実際に町長、これによって安上がりで、責任を放棄してというようなことが私は懸念されるから、その腹づもりを聞きたいというのが私の考えなんですけれども、いかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この指定管理者制度は、先ほど参事の方から話がありましたように、平成15年から国の方の施策でこういうことが試行錯誤されておるんですが、現在、我々も研修へ行ったりしましても、まだやっていないところがたくさんあります。または試行的にやっておられるところもありますが、そういう今までの行政でできないものに対するサービスの低下にならないような方法として取り組まれた1つの国の政策じゃないかと思います。そういうことで、とにかく、まだ海田町もどのような形で進むか知れませんが、とにかく一番には、サービスの低下にならない、苦情にならないような方法でどうしたらいいかということをしていろいろ協議をしながら進めてみたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうなれば、営利団体が、株式会社が公募によっても入ってくることになるんですね。そうすると、利益だけを追求することに結果的にはなるわけですね。そのことによって住民サービスが低下するおそれを私は非常に考えるわけです。そうなれば、次の公募によって新しい業者へ入れかえるとかいろいろあるんだろうと思うんですが、まずそれが一番心配されるので、サービスが悪かった場合は公募によってまた業者を入れかえるということができるのかどうか、あるいは契約によってそれが縛られてしまっていてずっとそのままいくのかどうか。

それからまた、公募によっても、町内だけのものか、あるいは町外で、あるいは県外も含めて公募のことを考えておられるのかどうか、私は非常にこのことによって、業者の選択もそうですし、営利、非営利も含めてこの問題、例えばシルバーに移管をしても、なかなかそういう今までの歴史がないとか、手探りの様子だというようなこともあったりして、いろいろ問題があって、あと責任の問題で、最終的には主張が通ると思うんだけど、そのいきさつの中でトラブルがあったり、そういう問題が発生しやせんかというように思うんです。だから、公募の段階でどう位置づけられて、全国的にそういうのが今から出てくると思うんですが、その業者を含めて選定されていくのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、この指定管理者制度の先進地等も含めていろいろ協議をして研修をしたりしまして、できましたら、町内の業者の方がいろんな面で、形からいったら、いいと思うんですが、やむを得ず、いろんな公募ですから、そういう

形の選考委員会的なものをつくっていろいろ検討して、とにかくサービスの低下にならないようにすると。初めは、とてもじゃないが、簡単にいくことはできないと思いますが、徐々に研究して、皆さんの期待に沿うような形にやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）基本的にはそういう前提の中で進めていくということはないわけですから、それは進めていくわけですがけれども、当然制度の中に、それに移行する場合には施設によって期間を定めて選定をしていくわけですし、例えば通常の場合ですと選定を、ある程度この人の公募なら公募して、通常の手続きの場合ですね、通常の手続きで公募をして、応募した人を審査して、その審査によって選定委員会で選定をして、その選定の結果を今度は議決に付すわけですから、この人ですよということを。ですから、その議決を付さなければ、その人に指定管理者としての委託ができないわけですから、そういうハードルを幾段にも持ちながら、議会のご意見を聞く機会もあるわけですから、とにかくこの手続きによって進めていくということは前提だと思うんです。ただ、期間を定めて委託をしたり、今のようにサービスに著しい影響を伴うというふうなことであるならば、当然それはいろんな法的な手法がございますから、それによって処置をしていくということになろうと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。議案の19ページで、この施行期日が18年4月1日から。しかし、第4条の次に7条を加える改正規定は、今日通れば今日から施行ということは、来年4月1日から指定管理者制度にもう移行したいという今回の議案だと思います。そのときに、じゃ、17ページの申請書を申請する期日はいつからいつまでを予定されているのか。この指定管理者の指定の第7条を見ますと、1から5まで随分厳しい条件の企業といたしますか、組織といたしますか、これに当てはまらないと指定管理者に指定はできないと思うんですけれども、その辺でシビアにやっていかれると思われているのか。今の町内の業者を最優先にという思いもありましたけれども、この1から5を見ますと、なかなか厳しい条件の指定管理者の指定だと私は思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになっているのかということと、先ほど契約期間を定めて契約をするという答弁がございましたが、その契約期間は何年を契約期間と今考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）指定管理者制度は公募が原則でございますけれども、福祉センターに限りまして、公募制度に現在、社会福祉協議会が入っております。そこらあたりを対象に考えてまいりたいと。条例の説明では公募を含めた、公募ができるような条例にやっておりますけれども、福祉センターに限りましては現在入っております海田町の社会福祉協議会を対象に考えてまいりたいと考えております。

それと、一応指定期間でございますが、一般的には3年から5年という例が多いので、そこらあたりで考えてまいりたいと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私はわけがわからんのじゃが、この6ページの16条、最初のところ、センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りじゃないというて書いてあるんです。今度は、5ページの最後、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないと書いてあるわな。それを改めて、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときには、センターの利用を許可しないと書いてあるでしょう。ということは、これは最初の6ページも、指定管理者の許可を受けた場合はこの限りでないとするのが当たり前じゃないんですか。ここの文言を考えてみなさいや。物事を考えてみなさいや。そんじゃ、これの最後も変えんでもええんよ。指定管理者は、次の各号に該当するセンターの使用を許可しない。「町長は、次の各号のいずれか」を変える必要がないじゃないですか。これを指定管理者に変えるというたら、6ページのこれも上の分を「指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない」というのが文言の正しいやり方じゃないんだろうか。道理としたらそう考えるんじゃが、そうじゃないんか。それじゃ、そこら辺のことはどうでもよけりや、こんなもん変えんでも、どうでもええんじゃ。文章として成っておらんと言ひよるんじゃ。今みたいなあんたは長い長い説明をやってからに。入札制度じゃどうのこうの、町内にやらすじゃどうのこうのと。片方じゃ、もう社会福祉協議会に任すというて決めておって、こっちじゃうそを言いよる。こっちはその気でおっても、こっちはもう決まっておるんじゃけんという、そういう物の考え方というのはだめよ、それは。親切味がないよ。公募じゃというて説明しておるじゃないか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）崎本議員のご質問でございますが、今の禁止行為等の関係でござ

いますが、第15条の利用の制限につきましては、一応指定管理者の裁量によって判断される事項というふうに認識しております。16条に規定します禁止行為につきましては、指定管理者の裁量に入る余地がないということで、あらかじめ町が明確に定めた事項、したがって、禁止行為について例外的に許可することは指定管理者の業務を超えているものというふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）じゃから、そこを指定管理者の許可すると言いよったら、指定管理者にこれを任すんじゃろう。そのためにこれは「町長」を「指定管理者」に変えておるんじゃろう。ここのこれも町長じゃなしに、指定管理者の許可を受けた場合でええんじやないんか。一々何で町長と指定管理者が出てくるんかと言ひよるんじや。法的に何か根拠があるのか。根拠がなかったら、あんたらが勝手にやったらあれじやが、法的にそういう根拠があったら、憲法何条の何条でそうなおるか、言うてみいや。自分らの勝手じゃなしに、法的に根拠があった、憲法何条で、それとも条例何条でそういうふうになっておるとちゃんと調べて言うてくれや。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）済みません。説明が不足しましたが、16条につきましては行商その他これに類する商行為ということになりますので、これは例えば入館を許可した中でそうした行為をされた場合ということもありますので、入館の許可につきましては指定管理者が当然申請に基づいて許可するわけですが、そうした中で、入館はしたが、そうした行為があるという形のものにつきましては、一応指定管理者の裁量じゃなしに町の裁量とした形での対応をするということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それはそれでいいんじやが、そんじや、町長の許可が出たと言ひよて来て、それで、町長の許可を得て来たら、ここらは指定管理者、次のいろいろ書いてあるんよ。利用を許可してはならない。この中に町長が許可した分も入ったら、それじや、町長の方が優先するということか。そういうことじや。それじや、指定管理者が何ぼおっても、町長が言うことが一番あれじやの。それじや、ちゃんとそういう説明をせいや。わかったよ。それじや、町長に何でも頼んで許可してもらえええということよ。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）先ほど我々の方でも公募選定等のご説明を申し上げまし

たが、これは佐中議員のご質問に対して一般論の、指定管理者制度として民間導入した場合の一般的な指定管理者制度の考え方について我々の方でご説明をしたということで、舌足らずになりましたけれども、その点のところについてご理解をいただきたいと思います。

一般質問の中でも、35の施設についてこの地方自治法上に基づく行政改革の実施計画の中で検討してまいりましたけれども、指定管理者制度の実態論と、それから、先ほど佐中議員の方からもございましたけれども、今始まったばかりの制度でございます。そういう面では一遍に、確かにこの一、二年の間に随分全国的に指定管理者制度を導入しているところが増えていきます。というのが、15年の地方自治法の改正で18年の8月までには、単独の独立で直接抱えて施設を運営するか、指定管理者制度か、実は二者択一の地方自治法の改正でございますから、各自治体とも、県もそうですけれども、そのどちらかを迫られているという状況の地方自治法の改正なんです。ですから、そういう面で、この1年程度は全国的にもしきりに指定管理者制度が増えていきます。ただ、一般質問でもございましたように、こういう基礎等についても、この町場の中で県レベルの大きな施設を競争原理に基づいて指定管理者制度に、そういうことで指定管理者制度を運用していきたいということでありますが、その8施設についても、町の現行の運営主体のこれまでの進め方も合うような形で、町として指定管理者制度に移行していくとしたらばどうなのかということを含めて、言ってみれば、適当な言葉かどうか分かりませんが、緩やかな指定管理制度というふうな配慮の中で実施していくべきだろうというふうに思っておりますので、先ほど福祉保健部長がご説明申し上げましたような趣旨で我々の方も理解をして進めているところでございます。

○議長（原田）もう4回目じゃから。では、座って言いんさい。答弁漏れがあるというて。崎本議員。

○12番（崎本）じゃから、わしが言うのは、最初の説明のときに、民間から公募して、なるべく地元の方でやってもらえええと。入札して地元の者に頑張ってもらおうと。その言葉とこっちが言うた言葉が違うから、こういうことが決まっておったら、なぜ最初から、最初はこういう混雑があるかわからんから社会福祉協議会に委託する、そういう気持ちがあるということをやあええんじゃ。あんたらが、民間から公募するじゃ、地元の者を公募するじゃ、入札じゃどうのこうのと。それがこっちとこっちが違うけん、誠意がないと言ひよるんよ。次からずっとそういうことがあったら問題になるわいな。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）今申し上げましたように、佐中議員さんのご質問に対して地方自治法上の一般論としての手続きとしての指定管理者制度についてご説明をしたということで、今の趣旨で、確かに崎本議員がおっしゃるような勘違いを起こしやすいような説明になってしまいましたけれども、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。福祉センターの委託、指定管理者。私は行政改革スケジュールのこの中でとらえておるんですけれども、説明もおくれておるんですけれども、行政改革実施計画の100幾つある中の1つの項目だと思うんです。何回も早く早く、早目と言うて、やっと今月の下旬ぐらいになると思うんですけれども、実施計画、それから健全化計画、参事からさっき説明がありましたように、総合基本計画、全体像がわからないのに、これだけひょっこり今日出されても、私の考えからしたら、全体像を見せられて。これは策定計画の中の1つだと思うんです。だから、早くどうですか、どうですかと言いつのに、出てこない。これだけひょっこり出られても、もらったときから困惑しておるんです。実施計画の100幾らの中の項目の1つだと思うんです。だから、その辺で全体像の項目を早くと言ったんです。どうですか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）これはご指摘のとおりだと思います。ですから、その110何項目の中の1つでございますけれども、とにかく18年度から実施するために早く準備にかからなければいけないということでこのたび議会に出させていただいたという状況でございますので、全体像については昨日からご説明を申し上げておりますとおり、近々にご説明をさせていただきますので、ぜひこの条例についてご理解を賜りたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先ほど、今回の議案と、実際公募でなくて社会福祉協議会を考えていらっしゃるという答弁でしたけれども、なだらかな指定管理者制度への移行でないと、やはり急激な変化には対応できない。じゃ、5項目に当てはまるかといったら、疑問な点多々ありますけれども、急激な変化ということにはやはり慎重に対応されるということは評価するわけですが、その次の、今後のあと10数カ所です

か、30何カ所も将来指定管理者制度に委託をするということになりますと、そのときには、今回この指定管理者制度というのは民間の経済活用といいますか、ノウハウが大事だから、もっと最小の経費で最大の効果をするための指定管理者制度の移行というのもあるんだと思うんです。それを、どの施設も海田町の今までやっていた人に即移行とかという問題であると、これは行革には当てはまっていかないたと思うんです。ですから、今後のこの1号の指定管理者制度の、今の予定は私は仕方ないと思っていますけれども、今後の指定管理者制度に移行する施設については慎重な、この議案の中にある項目に沿った企業をやはり選定すべき候補として挙げるべきだと思うんですけれども、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）おっしゃるとおりのところがあると思います。最近、県内でもしきりにこういう施設、あるいは保育所等が事例が出てまいりました。具体的な事例がいろいろありますけれども、全部を掌握し切れておりませんけれども、この福祉的な施設については非常に公共が直接抱えて、要はいわゆる民間競争になじまない面があるというふうなことから抱えてきた面もございます。そういう歴史的な成り立ちというものがございますので、非常に大枠で言う、国が求めているいわゆる民間開放、官から民への開放にどこまで経済原則として貢献していくのかというところが、我々の方も指定管理者制度をこの小さい町の中で考えていく上では非常に戸惑うところもござります。ですから、最近の事例を見てみますと、今日もありましたけれども、保育所についても比較的早く指定管理者を出したのは呉市だと思うんですけれども、呉市も幾つかの施設の保育所を指定管理者を公募する場合に当たっては、市内の社会福祉法人で、しかも何年間の保育所の運営経験がある、それが応募してくださいというふうな、比較的緩やかに公募を開始して運営をしているというのがございます。ですから、そういうふうなところも参考にしながら、かつ、非常に難しいんですが、この指定管理者制度の本来の趣旨も踏まえながらというところで、非常に綱渡りみたいなこれからの考え方ということになると思うんですが、今いただいたようなご意見を十分踏まえながら、これから町としての指定管理者制度への移行を考えていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）指定管理者と町長の関係、また蒸し返すようではありますが、確認の意味で

質問いたします。6 ページ、使用料、第11条です。これを新しい第18条と比較しますと、18条の方は「指定管理者が別表に定める額の範囲内で町長の承認を受けて定める利用料金」、これが入っているんです。これは、だから、今までとちょっと違いますよね。指定管理者と町長の承認を受けてという。今までと全然違うわけです。これはなぜこういうふうにしたのか。指定管理者と町長の関係で、今の禁止行為のところでも、町長のままでいいじゃないかというようなこととの関連で、まずそれが1点。

それから、新しい方の第19条です。旧条例の第12条は「町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」となっているんです。これが19条になって第1号と第2号が入った上に、第3号で「その他町長が別に定める特別の理由があるとき」となっているわけです。旧12条と同じように「町長は、別に定める特別の理由があるときは、使用料を減免することができる」と書いた場合、要するに禁止行為と同じようなやり方をやった場合とどう違うんでしょうか。1つで済むんじゃないかということです。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）まず、18条の利用料金でございますが、ご承知のとおり、指定管理者制度に移行しますと、当然経営努力といえますか、そうした中でその努力によりまして利用が増えるということが我々にとっても1つの望むことでございまして、そういったことに対応するために上限を設けておりまして、その上限に基づきまして料金を下げるということにつきまして、町長にあらかじめそうした形の承認を受けて利用料金を定めるというような形になってまいります。

それと、19条でございますが、従来の12条の「使用料の減免」から「利用料金の減免」というふうになっておりまして、これは指定管理者制度に移行するために具体的なものを示して、なおかつ「その他町長が別に定める特別の理由」というものを踏まえまして、そうした指定管理者制度へ移行するための条文の整備ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だから、今質問しているんです。じゃ、今回の利用料金の18条のところを11条と同じような書き方にしたらまずいんですか。町長が全部、承認もへったくれもない、別表を定めてそれを守らせればいいんじゃないですかということです。なぜ承認だ何だって町長の……。意味がわからない。

それともう一つ、今おっしゃった19条も、特別の理由があるというんですけれども、それなら、別に定めるの中で第1号と第2号のことを書いておけばいいじゃないですか。別に定めるんだから、その第1号と第2号のことを書いて、町長が別にほかのことを書けば済むんじゃないですかという意味で質問しているんです。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）まず、18条につきましては、先ほど申しましたように、現在でございますが、町の職員がおりますので、あくまでも町の条例に基づきました利用料金を定めた金額で経営しております。それで、指定管理者制度に移行しますと、現在、上限を定めておる金額に基づいて、経営努力によっては当然料金が下がるということもありますので、その場合のことを踏まえた形の条文となっておりますので、重ねてご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）最後だから、しつこく言わないですけれども、要するに指定管理職を決めたために、どこかに出さないといけないためにということで、別表に定めるとか。指定管理職じゃなくても町長ができるのなら、町長が承認もへったくれもない、すぐ別表に定める額ということでいいんじゃないですかということです。何でまた定めた、承認を求めたじゃいけないのということが1つ。

それと、何回も言うように、19条はまさに別に定めるんだから、1号、2号のことを書けばいいじゃないですか、その別に定めるところに。そうしたら、もとの条文で済むんじゃないかというのは、今いろいろ議論があった禁止行為と同じことですよ。そうでしょう。3度目だから、もう言いません。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）指定管理者に対するそういう禁止行為でございますが、公の施設の管理に関する権限を指定管理に与えるわけです。その中で指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から、そのように町長が必要に応じて指示ができるというような制度にこの条例はしておるということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私は社協を想定しているというのは考えもしなかったんですけれども、社協は毎年3,000万も4,000万も補助金を出しているんですね。それで、指定管理者でこの仕事を持たせて、補助金なんかの関係はどうなりますか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）この指定管理者部分と社会福祉協議会が現在やっている事業、これは別なものでございまして、現在の事業プラス新たに指定管理者として対応するということになれば、その福祉センターの管理運営部分は新たに社会福祉協議会の方にその指定管理料として支払われるというものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう1回言うておきます。今、答弁もあったんですけども、やっぱり実施計画が大事なので、その100何項目がまだ全体像が見えないのに、今日あれを出して、社協あたりだということで、その後の読みというか、考えがつかめないんです。だから、せめて実施計画というか、全体像を知らせていただいて、それから指定管理者をやっているということで。もう1度答弁をお願いします。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）これは先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。近々に全体像を説明させていただく機会を持ちたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）くだらんことなんじゃが、今のは参事、よくわからんのだ。このものを要するにここで承認をせいと、こういうことなんやな、この議案について。それで、機会を見て後で説明すると。説明が先にあって、ここで承認を求めるんじゃないんか。その辺の言うておる意味が、先ほど来三宅さんが言うておるけれども、それと同じような答弁が繰り返し出ておるんじゃが、その辺が理解できん。説明が先にあって、そういうことだから承認を願いますと、こういうんじゃないんか。とにかく承認してくれ、細かいことやわからんことがあれば後で説明すると。話が逆じゃないのかと思う。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）ですから、実施計画の全体像の1項目として掲げてある事項でございますから、その点についてご理解をいただきたいというふうにお話を申し上げます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）どうもその辺がわからんのだ。そうすると、この中身そのものがまだ固まっていないと。説明がいいか悪いかはわからんけれども、卵で言えば半熟。崩れるか

もわからん、固まるかもわからん。右に行くか、左に行くか、どうなるか。中身は流動的なところがありますよと。わしが意地が悪いのか、根性が悪いのか、こういうふうにもまた解釈するわけです。それは承認できんじゃろう、中身が移動するようなものを。だから、いわゆるこういう条例、ぴしゃっとその運用、中身が決まって初めて承認ができるんじゃないの。後々に変わりますよというような。先ほど来それと同じことをやかましく言うておるんですよ。あなたたちは公募で競争入札をやりますと。いわゆる舌の根も渴かんうちに社協に全部やりますと。それはうその説明をしよるのと同じことなんです。社協で決まっておるのなら、それはそれでいいんよ。本来はこうして競争入札をやるべきだが、今回は第1回目だから、社協のこういうところをお願いすると。行く行くは入札制度に持っていくかもわからんと。このように説明すべきであって、競争入札ですよ、できるだけ町内業者でやりますよ、公募ですよと言うていたら、途端に横の方からばかなことを言うけん、もますようになるんじゃ。本音は本音でいいのよ。だったら、どっちが本音か、町長、やっぱりここらは意思統一をさせにゃいかんよ。そんなことをうろうろ言うておるから、私が言うんよ。町長、いいかげんなことをしなさんなや。あんたの言うておることは一貫性がないんじゃないかと言う。その事実がここでもあらわれておる、こことここで。だから、一貫性があるのなら、競争入札をやるべきだが、例えばの話ですよ、公募で今回はやりますとか、あくまでも競争入札の公募でと突っぱねにゃ、黙って口をふさいで。我々にはわからんのだから。そういうところがどうもおかしいんだから。やっぱりこれは職員教育が悪い。目の前で町長は見ておるんだから、わかるだろう。何も先ほど来こんなことで、さっきからこれに大方1時間かかっておる。くだらんことじゃと思う。ここらを含めてもう1回、参事、そこらを、今言うた、卵が半熟なのか、ぴしゃっと中が固まっておるのか。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革担当）（富田）公募云々については前田議員のおっしゃるとおりで、我々も先ほどご説明させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

それから、三宅議員ののですが、指定管理者制度へ移行ということではなくて、実施計画の項目の中に上がっているということでございますので、その項目についての説明は近々百何十項目全部説明させていただきますからよろしく申し上げますと、こういう説明を申し上げたつもりでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。4時20分再開。

~~~~~○~~~~~

午後4時10分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日は延会といたします。明日午前9時にご参集ください。本日はこれにて延会といたします。

午後4時21分 延会